

新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等 調査特別委員会会議録

令和5年2月15日(水)
(開会) 13:00
(閉会) 17:31

【 案 件 】

1. 新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等に関することについて

○委員長

ただいまから「新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会」を開会いたします。

「新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等に関することについて」を議題といたします。

記録提出請求の拒否に関する疎明についてご報告いたします。本委員会で調査中の新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等に関することについて、飯塚市長 片峯 誠氏に対し、記録の提出を請求しましたところ、2月14日付で議長に対し、記録の提出は承認できないものとして、その理由を疎明する旨の文書が提出されました。

記録提出請求の拒否に関する疎明については、後日、取扱いを協議いたしたいと思えます。

なお、執行部より「2社の相見積り」については、非公開部分を黒塗りして、資料として提出したい申出がっております。疎明文書及び資料をサイドボックスに掲載いたします。

本日は、最初に山本直樹氏より証言を求めることにいたします。証人の入室のため、暫時休憩いたします。

休 憩 13:03

再 開 13:04

委員会を再開いたします。

証人におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本委員会の調査のため、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またそれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができます。

すなわち、1、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、もしくは3親等内の姻族の関係にあり、もしくはあつた者、または証人と後見人、被後見人の関係にある者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれがある事項に関するとき。2、証言が1で申し上げた者の名誉を害すべき事項に関するとき。3、医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあつた者が、職務上知り得た事実で、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき。4、技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。5、公務員または公務員であつたものが、証人として職務上の秘密について尋問を受けた場合において、当該官公署の承認を受けていないとき。以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨を申し出てください。それ以外には証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく証言を拒んだ場合には、6か月以下の禁錮または、10万円以下の罰金に処せられることとなります。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。

この宣誓につきましても、次に申し上げる場合には、これを拒むことができます。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族の關係にあり、もしくはあった者、証人と後見人、被後見人の關係にある者に著しい利害關係がある事項についての尋問を受けるとき。以上の場合には、宣誓を拒むことができます。それ以外については、宣誓を拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述を行った場合には、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることとなります。以上のことをご承知いただきたいと思っております。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。それでは、傍聴人も含め、全員、起立願います。

(全員起立)

宣誓書の朗読を願います。

○山本証人

宣誓書、良心に従って、真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和5年2月15日、山本直樹。

○委員長

それではご着席願います。証人は宣誓書に署名、捺印願います。

(証人 署名捺印)

これより証言を求めることとなりますが、証言では、証人は体験した事実を述べるのであり、意見を述べることはできません。尋問された事項に対してのみ証言を述べることとなります。また、尋問内容が不明確なため証人がその疑義をたずねるために委員長や委員に対し、質問することは可能ですが、それ以外の質問や反論をすることはできません。また、ご発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。なお、こちらから質問をしているときは着席のままで結構ですが、お答えの際は起立して発言を願います。

次に、委員各位に申し上げます。本日は重要な問題について証人より証言を求めるものでございますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないようご協力をお願いするとともに、質問時の発言につきましても、証人の人権に留意されますよう要望いたします。

また、一つ、証人を侮辱し、または困惑させる質問。二つ、誘導質問。三つ、既にした質問と重複する質問。四つ、争点に關係のない質問。五つ、意見の陳述を求める質問。六つ、証人が直接経験しなかった事実について陳述を求める質問につきましても、質問することができませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

なお、これまでご説明いたしました「証人尋問における留意事項」について、まとめた資料を証人並びに委員の席上に配付しておりますので、必要によりご確認ください。

これより山本証人から証言を求めます。最初に、委員長から、所要の事項をお尋ねしてから、次に、各委員からご発言願うことにいたします。

まず、あなたは山本直樹さんですか。

○山本証人

はい、そのとおりです。

○委員長

次に、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただいた確認事項記入表のとおりで間違いございませんか。

○山本証人

間違いございません。

○委員長

それではまず、委員長から主尋問を行います。

最初に、移動式観覧席が新体育館の本体工事から外れて備品となった経緯についてお伺いし

ます。まず、契約関連部署に関する人事異動での動きをお聞かせください。令和2年度に工事契約係長に着任され、令和3年度は契約課長補佐、令和4年度は契約課長ということで、間違いありませんか。

また、飯塚市新体育館建設工事は2回の入札不調の後、令和元年度末に3回目の業者選考が行われ、令和2年4月3日に告示がなされていますので、契約課の職員として、この工事に関わったのは、この告示からと理解してよろしいでしょうか。

○山本証人

経歴につきましては、令和2年に契約係長、令和3年に契約課長補佐、令和4年に契約課長ということで間違いございません。

それから、関わったのが3回目ということでした——、その入札について。もう1回、すみません、ちょっと2つ目のほうが分からなかったのです。

○委員長

飯塚市体育館等建設工事は2回の入札不調の後、令和元年度末に3回目の業者選考が行われ、令和2年4月3日に告示がなされていますので、契約課の職員としてこの工事に関わったのは、この告示からと理解してよろしいでしょうか。

○山本証人

令和2年4月の3回目の告示があってから、関わったということで間違いありません。

○委員長

このように入札が不調となって仕様書変更となるケースでは、契約課はどのような役割を果たすのですか。

また、契約課のほかでは、どのような部署の、どのような立場の職員が関与しますか。

○山本証人

すみません。ちょっと幾つも質問があったので、あれですけど。一つは、契約の変更があったときの契約課の関わりということと、ちょっともう一つが、すみません、もう一度お願いします。

○委員長

一つずついきましょうか。一つずついきます。今回の入札が不調となって、仕様書変更となるケースでは、契約課はどのような役割を果たすのですか。

○山本証人

入札が中止となったときに契約課がどのように対応するかということでございますが、入札が中止になりましたら、入札については、各担当課のほうから、契約の依頼といいますか、それが契約課のほうに来ますので、それが不調に終わった、中止になった際には、この入札が中止になりましたということ、契約課のほうから、担当課のほうに書面で中止になったということで、通知を行っております。

○委員長

また、契約課のほかでは、どのような部署の、どのような立場の職員が関与いたしますか。契約課のほかでは、どのような部署の、どのような立場の職員が、これに関与されますかということですか。

○山本証人

中止になった場合の、先ほど申しました通知については、中止になった事実をもって契約課から通知いたしますので、その通知に関しては、ほかの部署が関わるということとはございません。

○委員長

それでは次に、今回のケースで移動式観覧席が本体工事から外れた経緯について、何か御存じのことがあれば教えてください。

○山本証人

今回の移動式観覧席が本体工事から外れた経緯ということでございますけども、先ほど言っていたかのように、着任しましたのが令和2年の4月1日でございますので、それ以前のことについては、直接は関わっておりません。ただ、知っていることと言えば、それまでの議事録であったりとか、契約課に着任した後に、過去の経緯について聞いたことがあるというところがございます。

○委員長

それでは、前回の委員会で提出された資料では、備品となった経緯が全く分かりません。このほかには書類として、何も残ってないということでございますか。

○山本証人

備品となった経緯の資料ということでしょうか。どこでどのようにというような経緯が分かるような資料はございません。

○委員長

それでは、取扱いに関する関与についてお伺いたします。最初に、なぜ工事としての発注ではなく、備品での発注となったのですか、その理由を御存じであればお願いいたします。

○山本証人

先ほどのお答えとかぶりますけれども、令和2年4月に着任しておりますので、それ以前の経緯について、私自身が経験した事実というのはございません。

○委員長

それでは、備品として発注することに関して何らかに関与されましたか。もし関与されたのであれば、どのように関与されたのか、その理由も含めてお答えをお願いいたします。

いや、関与されたのであれば、お願いしますということでございますので。

備品として発注することに関して何らかに関与されましたか。その関与されたのであれば、その理由も含めてお願いいたします。

○山本証人

備品として発注することについて関与したかということですが、今年度に移動式観覧席が備品として発注するというので、スポーツ振興課のほうから、契約のほうに執行伺を含めて、契約の依頼が来ておりますので、それ以降については入札の関係で関わっているというところと、その執行伺が来る前にですね、各課が発注するに当たって、どのような、この移動式観覧席を、どのような業種に当たるのかというような相談がスポーツ振興課の課長のほうから、契約課のほうにですね、相談があったときに、それをどの業種で発注するのかということについては契約の内部で協議を行って、これは事務家具類ということで、今発注しているその業種に当たるだろうということで、その答えを契約課のほうからスポーツ振興課にお伝えしたということがございます。

○委員長

今回の入札では、備品の中でも事務用品としての取扱いとされたわけでございますけれども、その点について、何らかに関与されましたか。もしくは、関与されたのであれば、どのように関与されたのか、その理由も含めてお答え願います。

○山本証人

今、申し上げたことと同じになりますが、契約課の内部でその取扱いを諮って、事務用品、事務用家具類で発注するということに決めたときの打合せの中には、当然私も入っております。

○委員長

この移動式観覧席の入札に関して、談合情報はありませんでしたか。また、今回の入札について、業者等から何らかの問合せ等はありませんでしたか。

○山本証人

談合情報につきましてはございませんでした。それから、問合せにつきましても、契約課に業者のほうから問合せはあっておりません。

○委員長

契約課は、この移動式観覧席の仕様書の作成や質疑に対する回答に関与しましたか。関与したのであれば、誰がどのように関与されたのか、お願いいたします。

○山本証人

仕様書の作成と質疑応答につきましては、担当課が行いますので、契約課としては関わっておりません。

○委員長

指名した13者中10者が辞退しているわけですが、その点を含め、今回の入札について、問題視する意見などはなかったでしょうか。

○山本証人

そのような、問題視するような発言とか、そういう話はありませんでした。

○委員長

私からの尋問は——、失礼しました。

次に、指名業者との関係について、お尋ねいたします。まず、指名業者との関係について、どのような点に気をつけておられますか。

○山本証人

ちょっともう少し具体的にいただければと思います。その指名業者との関わりというのは、どのようなことかというのが、ちょっとイメージが湧かないもんですから。

○委員長

契約課と指名業者との関係について、どのような点に気をつけられますかということ。

○山本証人

指名業者との関係ということでございますが、契約課では市内の、特に市内の業者さんとの関わりということになりますが、入札に参加して、その対象の業者さんの間で、競争入札ですね、をしていただいて、落札者を決定するという部署でございますので、特に特定の業者に肩入れする——、肩入れするというとあれですけども、一部の業者だけにその情報を渡すかどうか、そういうような特別な取扱いを決してしてはならないと。で、入札をするということは、市の財産であったり、そういうものを、建物を建てたりとかですね、財産を取得するという市民全体のものになることですので、そういうところを常に意識して、よりよいものをですね、入札で納めていただく、それも公平公正に行うということを心がけて事務を行っております。

○委員長

指名業者と飲食を共にすることはありますか。

○山本証人

ございません。

○委員長

ないですね。

今回の指名業者に対して、何らかの個人的関係はありますか。ある場合は、どの業者と、どのような関係があるかを含めてお答え願います。

○山本証人

今回の落札者とか——、今回の指名業者ということですね。特に関係のある業者などはおりません。

○委員長

次に、参考見積りを出していただいた業者の選考に関して、担当課と何らかのやり取りをす

ることはありますか。

○山本証人

入札を執行するに当たって、参考見積りを取ることは、契約のほうで、今回は備品でございますので、備品の入札の事務の取扱要領というものを定めてまして、それを市の職員が見られる庁内掲示板で掲示しておりますし、例えば、予算の説明会するときなどに時間をいただいて、そのやり方についてですね、各課に周知などしております。ですので、その取扱いに決めているとおりにやるようにというような周知徹底というのを契約課のほうでやっておりますけれども、実際にどこの業者をとかいうのは関わっておりません。

ですので、今回の分でありましたら、移動式観覧席を備品として発注するに当たって、契約課のほうで審議をした中で、事務用家具類で発注をすべきだということで、契約課からスポーツ振興課に伝えてますので、その取扱要領の中では、その業種の中から市内業者、基本的にはですね、市内業者の第1希望業種の中から選考して、参考見積書を取って、参考にすることというような定めをしておりますので、関与したと言いますか、その業種の中から、市内業者の中から、選考して取得してくださいというような話はしておりますし、その取得に当たっては、これは全体への通知のときでございますが、特定のところに偏ったような選考はしないようにというような注意喚起をさせていただいております。

○委員長

それでは、今回の入札に関しては、参考見積りに関して、担当課と何らかのやり取りはされましたか。同じようなことですけど。

○山本証人

今、申しましたとおり、事務要領に定めておるとおりに参考見積りを取るようにということで、話はいたしております。

○委員長

次に、市幹部及び議員等との関係についてお尋ねいたします。今回の移動式観覧席の入札について、市幹部及び議員、その他関係者からの、何らかの働きかけを受けたことはありませんか。

○山本証人

そのような働きかけは受けておりません。

○委員長

私からの尋問は、これで終わりました。

次に、委員からの尋問の申出がありますので、これを許します。

○川上委員

証人、私、日本共産党の川上直喜です。まず、証人の経歴について、1市4町合併前はどちらの職員でしたか。

○山本証人

市町村合併前は、穂波町役場の職員でございました。

○川上委員

この本体建設に関する入札について不調が続きましたが、これに登場した業者、今から申し上げますけれども、その中で会ったことのある業者を後で証言してください。まず、安藤・間、それから三井住友、鉄建建設、西松建設、浅沼組、東洋建設、九特興業、株式会社サカヒラ、赤尾組、証言をお願いします。

○委員長

川上委員、ちょっと申し上げます。ちょっとこれは移動式観覧席のちょっと範囲外になりますけど。（発言する者あり）

暫時休憩します。

休憩 13:31

再開 13:32

委員会を再開いたします。

○山本証人

順に話していきたいと。安藤・間については、体育館のほうの工事のほうの業者さんだと思いますけども、そこと何か直接会って、私自身が話したとかいうことはございませんが、何かの関連で、どこかで見てるとかいうのはあるかもしれないです。契約課に契約書を提出したりとか、そういうことがありますので。ですので、安藤・間と九特興業については、代表者の方とかの顔も存じてませんので、どの方か分かりませんが、会ったかもしれないとしか、ちょっと申し上げられないです。それから、赤尾組については市内の業者さんでありますので、着任して、総合評価の案件とか、いろいろ参加いただいている会社でもありますので、そういった書類の提出の際とかに、契約課のところでお会いしたことはございます。それ以外の、三井住友、鉄建、西松、浅沼、東洋、サカヒラにつきましては、会ったことはないと記憶しております。

○川上委員

コトブキシーティング、事業所に行ったことがありますか。

○山本証人

行ったことはございません。

○川上委員

その工場にはどうですか。

○山本証人

工場にも行ったことはございません。

○川上委員

今回、移動式観覧席と同等程度の水準の製品を、コトブキシーティングと、既にある物を見に行ったことはないですか。

○山本証人

コトブキシーティングの会社の椅子がついているような施設に行ったことがあるかということでしょうか。

○委員長

行ったことあるとか、その工場に行ったことがあるかということでしょう。（発言する者あり）いやいや、工場に行ったことあるかということ。

○山本証人

今の質問は、コトブキシーティング社の椅子が設置されてある施設に行ったことがあるかという質問なのか、確認をお願いします。

○川上委員

そのとおりです。

○山本証人

それでは、行ったことはございません。

○川上委員

次に、主尋問の3に関わってお尋ねをします。当時、契約課長が坂平末雄副議長と会食したとされております。その会食のあった時間帯、証人は、どこで、何をしていましたか。

○山本証人

委員長に、その会食があった時間帯というのは、ちょっと私が記憶しておりません。いつ頃というのを教えていただければと思います。

○委員長

いや、それ知りませんと言うから、川上委員、それ言ってください。

○川上委員

分かりませんという証言として、確認してもらったらどうかと思いますが。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:37

再 開 13:37

委員会を再開いたします。

○川上委員

その会食に、当時、契約課長から誘いがありませんでしたか。

○山本証人

ございませんでした。

○川上委員

それでは、坂平末雄副議長から誘いはなかったですか。

○山本証人

ございませんでした。

○川上委員

それでは、その他の人物から誘いはなかったですか。

○山本証人

ございませんでした。

○川上委員

それでは、当時、契約課長がその会食に行くことを、あなたは事前に知っていましたか。

○山本証人

知りませんでした。

○川上委員

証人は空調設備工事の指名業者との会食に誘いを受けたことはありませんか。

○委員長

川上委員、ちょっと空調設備工事、ちょっとそれ、関係ありませんので、（発言する者あり）
今回は移動式観覧席の件についてでございますので、空調設備——、（発言する者あり）

暫時休憩します。

休 憩 13:39

再 開 13:39

委員会を再開いたします。

○川上委員

誰からも誘いはなかったですか。

○山本証人

ちょっと質問のあれが、ちょっと分からないんですけど、誰からもというのが、何のときに、どこからというのが、ちょっと分からないので、その辺、明らかにしていただければと思いますが。お願いします。

○川上委員

主尋問の第3に関連して、今、質問してるわけですね。指名業者との関係についてお尋ねしますと。あなたは先ほど指名業者との関係について、公正性とかね、それから関係性について、自らを律しているというふうにおっしゃった。それで、私が指名業者との会食に誘いを受けたことはないかと聞いたわけですよ。たまたま空調設備工事の話をしたんだけど、で、委員長がその質問を認めないって言うから、それで私は、誰からも誘いはなかったかと聞いたわけ。ど

うですか、証人としては。

○山本証人

指名業者から、そのような誘いを受けたことはございません。

○川上委員

フミン酸をめぐる工事中止、それから追加工事に関する質問に続けて、私、昨年6月議会で一般質問をしました。内容はですね、新体育館建設をめぐる一連の経過の中で、任意の事情聴取を受けた幹部がいないか、重ねて質問したわけですね。それに対して市長は、そのような職員はおりませんでした。市民協働部長は、調査はいたしておりません。で、私がいろいろ質問して、続けて市長は、追加工事の整合性について調査したというように総合的にお尋ねになったと思った。さらに、市民協働部長は、先ほども市長のほうが答弁しましたけれど、いろいろ確認はしておりましたけれども、任意事情聴取を受けた幹部はいなかったという調査結果でございますという答弁があったんですね。会議録の131ページです。そこで聞くわけですが、あなたは市から調査を受けたことがありますか。

○委員長

川上委員、一応体育館の工事ですね、それ（発言する者あり）いやいや、移動式観覧席についての調査ということですから、その体育館工事のそれを、経緯を山本証人に聞いても、ちょっとそれは——（発言する者あり）違いますか。

暫時休憩します。

休 憩 13:42

再 開 13:44

委員会を再開いたします。

○川上委員

証人ね、重ねて、前置きな話をしますね。第3に指名業者との関係についてお尋ねしますという委員長の主尋問に関連しての質問です。そこでね、あなたはサンパチキッチンというお店を知っていますか。

○山本証人

ちょっと、何の関連の話なのか、ちょっと分からないので、ちょっとお答えするのかなのかというところを、ちょっと委員長のほうで、ちょっとしていただければと思いますが。

（発言する者あり）

○委員長

いいやないですか。知らんとでしょう。（発言する者あり）

暫時休憩します。

休 憩 13:45

再 開 13:47

委員会を再開します。

川上委員、再度、質問してください。

○川上委員

証人は、サンパチキッチンというお店を御存じですか。

○山本証人

今の質問にお答えすることは可能なんですけども、委員長のほうから、今回の移動式観覧席の入札の関連のことでということで、質問ということだったので、それをお答えしていいものなのかどうか、私、体験した事実以外、述べてはならないというふうに先ほどご説明を受けたので。お答えはできると思いますけど。それは、どのようなふうになるのか、委員長にお尋ねをしたいと思います。

○委員長

私が主尋問で、指名業者との飲食を共にすることはありますかと聞いてますので、その件に関してということで、私が受け取りましたので。それで、あとは山本証人の自らのものを、答えてください。

○山本証人

存じておりません。

○川上委員

次はですね、証人、第4、市幹部及び議員等との関係について、お尋ねしますというこの項目について。片峯市長から何らかの調査依頼を受けたことがありますか。

○山本証人

調査というのが、何の、いつの何の調査というのが、ちょっと分かりませんので、その辺りはどう——、いかがでしょうか。

○川上委員

何らかのと、お尋ねしました。移動式観覧席をめぐる官製談合等についての調査の場ですから、その中の主尋問、第4に関連しての質問ですから、意味はお分かりと思います。

○委員長

移動式観覧席の入札についての——、受けたことはありますかという川上委員の質問ですから、それ。

○山本証人

市長から、そういうのを、何か調査を受けたかということをおっしゃっているのかなと思うんですけども。（発言する者あり）

○委員長

川上委員、再度お願いします。

○川上委員

市長から調査依頼を受けたことがありますかとお聞きしたんです。調査を受けたかじゃなくて、市長から調査の依頼が、何らかの、ありましたかと聞いてるわけです。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:50

再 開 13:51

委員会を再開します。

○山本証人

観覧席について調査をなさいということで、何かあったということはありません。

○川上委員

またですね、片峯市長から、何らかの情報提供を受けたことがありますか。

○山本証人

それも移動式観覧席の入札に関する情報ということでしょうか。ちょっと確認をしたいと思います。

○委員長

移動式観覧席についてのことです。

○山本証人

移動式観覧席に関する情報を、市長から提供を受けたということはありません。

○川上委員

それではですね、坂平末雄市議から、何らかの、何らかの調査依頼を受けたことがありますか。

○山本証人

それも、移動式観覧席に関する調査の依頼ということだと思いますが、受けたことはありません。

○委員長

川上委員にちょっと申し上げます。一応、先ほどの約束で、15分ちょっと経過しましたので、ほかの委員さんの質問もあると思いますので、ちょっとそこら辺のところをお尋ねしますので。川上委員、一応最後、質問ありましたら、最後にちょっと一遍していただけますか。それで、次の委員の方に――。ちょっと時間あります。ちょっと最後一つ、まとめてもらえますか。また、時間が余れば、川上委員、指名しますので。

○川上委員

それでは、同じく坂平末雄市議から、今度は、彼のほうから何らかの情報提供を受けたことはありませんか。

○山本証人

移動式観覧席の情報ということだと思いますが、受けたことはございません。

○委員長

それでは、ほかの委員の方、尋問はありませんか。

○江口委員

備品等の発注に際して、同等品をというふうな形でのお話が出る場合がございます。それについては、契約課として、そのようにしていただきたいと各担当課には周知しているという理解でよろしいですか。

○山本証人

基本的な考え方としまして、備品など、品物を発注するに当たって、特定の業者だけになるようなことのないようにという周知は行っております。

○江口委員

それでは、現実に発注が出た場合、それが、同等品が参入できるということに関しては、契約課としては、確認はしておられますか。

○山本証人

通常の商品の購入とかであれば、例えば、その仕様書の中に参考商品が複数入っているとかいうことは確認して、それで特定のところではないというような判断をしておりますが、今回のような、商品名というか、それでぱっと分かるようなものでないときは、その詳細のところに、本当にこういうことで、ほかの業者ができるかというところはしておりませんで、担当課のほうに、この仕様で限定されることはないかというような確認をしているところでございます。

○江口委員

基本的に、複数、商品とか入っているときは、それで確認ができるんだけど、今回のようなときにはそこまではやっていないというふうな形だったかと思います。では、今回についてお聞きいたします。今回については、同等品の確認については行っていない。ただ、担当課に、これについては同等品――。ごめんなさい、先ほど最後の、担当課に同等品、何とかと言われましたね。そこをもう一度、含めてお答えいただけますか。

○山本証人

どこかのメーカーだけに限定されるというのは、もうないよというのとは基本にしておりますので、そこがちゃんと、これはどこかのメーカーだけに限定されるものではないかというような確認を契約課のほうで行っております。

○江口委員

今回の備品の選定に関しては、その確認、契約課としては同等品の確認はしてないんだけど、担当課のほうにそういったことはないんだよねという確認をされたということで、よろ

しいですかね。

○山本証人

直接、今回の件について、私が聞いたわけではないので、どのような形でちょっと行ったかというのは、私の体験の中ではちょっとないんですけども、普通の流れで言えば、それが限定されないかということは聞いてますし、そのようにやってくださいという話は各事務を担当している職員のほうで行っておると思います。

○委員長

ほかにありませんか。

○上野委員

先ほど委員長の質問の中で、事務用品として決定をしたのは契約課内部でというふうにお答えをされましたが、そのメンバーはどなたなのか。議事録は存在するのかどうか、教えてください。

○山本証人

発注する業種を決める契約課内の会議といいますか、打合せの中のメンバーということですが、まず、契約課長と契約課長補佐、それから、今回は物品ですので物品契約係長、それから、物品契約係のほうには役務担当の職員と物品の担当の職員がおりますので、その物品の担当職員が入って、その中で話をいたしております。

○委員長

あと一つ、議事録はありますか。

○山本証人

それで、議事録という、その書類というのは、担当課のほうから執行伺という形で、この金額で発注するというような。今回の分でしたら市長決裁を受けた書面がありまして、それに仕様書がついておりますので、その書類を基に、まずは担当の係のほうでですね、この業種に当たるんじゃないかということを経々調査を行った上で、契約課長、契約課長補佐、入ったところで、これで間違いはないかというところの業種の確認と、その業種を選んだ時の指名の業者がどの業者になるかというところを確認しておりますので、書面として、議事録というのはございません。

○上野委員

そのような契約課内部での打合せは、他の入札についても同様に行っているのかどうか、教えてくださいいただけますか。

○山本証人

物品であったり、役務であったり、工事もございますが、それも同様な形で行っております。

○上野委員

この内部の打合せ、時間的にはどのぐらいかけて行われたんですか。

○山本証人

どのくらい――、ちょっと具体的にどのぐらいっていうのが、個別の案件で、どのくらいだったかというのは、申し訳ございません、ちょっと記憶がないんですけども、大体、入札のほう、物品が入札を木曜日にやってまして、大体、指名の通知するのが基本、月曜日に行っている状況で、その前の週に、翌月曜日にある案件を複数全部持ち寄って、この案件について順々にやっていきますので、ちょっと個別の、時間がどのぐらいかけたというのは、ちょっと記憶はございません。

○上野委員

その選定結果についての報告は、当然、担当課にはされたということですが、ほかに時系列的に担当課に報告する前にどなたかに報告をするような流れになっているのでしょうか。

○山本証人

担当課のほうには、最終的には、どこを指名したとかいう通知ではございませんけども、その中で、入札の日程だとか、質疑応答の日時を決めてますので、そういった質疑応答の時間などは、そこの担当課に知らせるということがございますが、その前に契約課の内部で、どの業種を選んで、どの業者を指名するというのが、契約課の中で確認を行いましたら、契約課のほうで指名伺という書類を作成いたしまして、各担当課から上がってきた執行伺につける形で、この業務について、この業者を指名しますというのを、そのものの決裁権者、今回の移動式観覧席でございましたら、市長まで書面で決裁を取るというような流れになっております。

○委員長

ほかに、委員の方ありますか。

○小幡委員

証人にお尋ねします。今回の移動式観覧席の入札時において、ちょっと質問しますが、13者指名されて10者が辞退されまして、3者が応札されましたよね。応札の流れ、方法は郵便入札もしくは開封した時間とか、どういった流れで3者の入札を行ったのか。で、決定したのかを時系列で教えていただけますか。

○山本証人

まず、各指名の業者さんに対して、指名の通知を行いました、質疑の応答の日時であるとか、入札の執行日というのを通知いたします。それで、各業者さんのほうに、今、物品の入札など、コロナ禍の中で郵便入札のほうでやっておりますので、日時を決めて、各業者さんのほうから封をした入札書をですね、提出していただくという流れになります。で、それが全て日時までにそろって、開札日にそれを全て、開封前の分をですね、入札の開封をする、具体的に言うと、入札室のところで、立会人の立会いの下に全て封がしてあることと、数が間違いないことなどを確認していただいた後に、順に開封して行って、事務職員のほうはその金額を、契約課のほうでは、入札の結果をする物にパソコンを使っておりまして、そこに金額を入力する。そして、その中で一番低い額のところの業者さんが落札といったような流れになっております。

○小幡委員

ありがとうございます。通常の郵便入札の落札形態をとったということですね。今、証言の中で立会人の下でということをおっしゃいましたが、契約課の職員、そのとき立ち会う担当と開封の立ち会う人が、今、記憶にあれば教えてください。また、立会人には、応札もしくは指名業者の業者からの立会いを求めたのかどうかも含めて、お答えください。

○山本証人

物品の郵便の入札のときには、業者さんのほうの立会いではなくて、市役所の中の、その入札事務に関係のない職員が立会人として立ち会って、実施しますということで、郵便入札を実施しておりまして、そのときは、ちょっと個人名はあれですけども、入札事務に関係のない職員に立会いをして、確認をしていただいているところです。

○小幡委員

契約課の担当、三、四人かでするんでしょうけども、その立会人は決めているのか、随時、お願いしてるのか、何課、個人名は要らないけども、通常、何課の、もしくは、どこの部署にお願いすることが多いですか。特にこの移動式観覧席においては、何課のほうに頼みましたか。

○山本証人

入札に関して、他の部署に頼んではおりません。で、例えば、物品契約係の入札でございましたら、工事契約係のほうの、その物品のほうの担当じゃない職員が立ち会うというような形で行っております。

○委員長

今回は。

○山本証人

今回については、工事契約系の職員が立ち会いをしております。

○小幡委員

工事契約係ということは、基本的に内々の中での立会人ということだね。第三者じゃないということですね。それを確認します。

あと二、三点お尋ねします。先ほど、13者を指名に当たって、建築——、ごめんなさい、契約課長を筆頭に、係まで四、五人体制なんでしょうけども、今回の移動式観覧席は事務用品で、事務用家具ということで13者を選考しましたよね。この事務用品で、事務用家具でいこうという決定はどなたがされたのか、もしくは、どこからか、そういう指示があったのか、教えてください。

○山本証人

指名の業種を決めるのは、先ほど申しましたとおりに、契約課内部で、先ほど申しました職員の中で協議を行った上で決定をしておりますが、そのこの契約課の段階での決定ということであれば、その協議の結果を受けて、契約課長のほうが、この業種でいいだろうという契約課においての判断をした後に、その結果を、この契約課の中で、この業種で、この業者を指名しますというものを、これも先ほど申しましたけども、指名の伺いということで、この業者を指名することでよろしいかという決裁を決裁権者、今回の移動式観覧席においては、市長まで決裁を取って、最終的には決定をいたしております。それで、特に外からといいますか、それ以外のところから、これでとかいうようなことは、ございませんでした。

○委員長

小幡委員、まとめていただいてよろしいでしょうか。お願いします。

○小幡委員

分かりました。契約課のほうで、今で言えば課長の段階で事務用品の事務用家具と決定して指名伺を立てると。で、指名伺を市長までオーケーもらったら13者を指名するということね。指名に対しては、定款とか、履歴事項全部証明とか、いろんなところで取り扱ってるかどうかを確認しながら13者選んだんでしょう。それは間違いないですかね。

○山本証人

取扱いの品目につきましては、指名願の提出を受けた際に、指名願のときは、物品の場合は、第1希望から第3希望まで3業種を各業者の申出によって提出をいただいておりますが、入札につきましては、基本的に第1希望業種が、選択した業種ということで、指名を行うようにしております。第2希望、第3希望というのは、例えば、ほぼないと言ってもいいんですけども、第1希望業種で対応できる者がいないとかいう場合に限られますので、今回については、第1希望業種の中ということで、で、取扱いの品目については、指名の願いの提出のときに取り扱える品目というのを書面で出させていただいておりますので、それに基づいて、名簿をつくる際に、もうどの業者が、どの品目に対応できるという名簿をつくって、先日、委員会に資料で出した一覧表ですね、あれを見て、第1希望業種であって、その取扱い品目があるという業者を全て選んで、そこを指名するというような形でやっております。

○委員長

小幡委員、じゃあ、最後の質問。

○小幡委員

もう最後の質問にしますか、分かりました。

13者指名した、結果的には13者指名したんだけど、契約課のほうからこの指名に参入してくれというような依頼とか働きかけはやってませんか。やられましたか。

○山本証人

この業種にとかいうような働きかけは行っておりません。普通に指名願の受付要領というのを公表して、この期間に受付をやりますというようなものをホームページに載せて、募集をし

ているだけということでございます。

○委員長

ほかに尋問ありませんか。

○兼本委員

先ほどの、備品として発注するということは、契約課のほうで事務用家具として発注するということが決定されたということですが、健幸・スポーツ課からの相談を受けられたということでしたよね、どういう業種になるのかということ。それはいつ頃、そういった相談があったんでしょうか。

○山本証人

これもちょっと私自身が直接で受けているものではないのと、特にそういう相談のときに全て記録とかは取っておりませんので、明確なところはちょっと分からないんですけども、当然その4月の前にですね、3月の段階で、スポーツ振興課のほうから、このようなものを備品で発注する際にどの業種になるかというような相談を受けて、先ほど申しました契約課の中で、これであれば事務用家具類の業者を指名するということを確認して、その事務用家具類の中の指名業者の中から参考見積りを取ってくださいと。お尋ねがあったのは、どこから参考見積りを取ったらいいかというのが、大体、物品とかのときはあるんですけども、それもその要領の中に、基本的には、その業種の、市内業者の第1希望業種から参考見積りを取ってくださいというふうに定めてますけども、それでもやっぱり、各担当課が迷う場合が、どれで頼んだらいいのかわからないという場合がありますので、わからないときは事前に契約課に相談してくださいというような要領にしておりますので、その相談を受けて、この業種でいいだろうということで、ここから取ってくださいというような話をしてますので、3月の段階で聞いております。

○兼本委員

3月の段階で相談あったときには、健幸・スポーツ課としては、業種として、全くどういった業種に当てはまるかわからないということでの相談なのか、例えば、こういった業種に当てはまるんじゃないのかというのが数種類考えられていて、その中の一つと——、それを契約課のほうで決定してほしいという相談だったのか。分かれば教えてください。（発言する者あり）

○山本証人

今のスポーツ振興課、そのとき名前はちょっと違ってたんですけど、今のスポーツ振興課のほうからあったときに、どのとかいうのはなかったと思います。それも私が直接、相談、受けていませんので、その後の業種を話し合うときには当然おりますけども、特にこれじゃないかというような話はなかったと記憶はしています。

○兼本委員

それでは、この話の時点では、ごめんなさい、まだ課長さんではなかったんですよ。で、3月に相談があって、大体、その事務用家具というのが決定された時期っていうのは、4月になってからなんでしょうか。

○山本証人

4月の前に、もう事務用家具で——、4月すぐに入札の事務を進めるためには、もうその前に分かってないといけないので、3月の段階で、これでというような、これで事務を進めるようにというようなお話をしております。

○委員長

ほかにありませんか。

○上野委員

ごめんなさい、先ほど事務用品として決定をして、指名伺を作成する責任者は契約課長だと

いうご答弁でしたが、この移動式観覧席を事務用品と決定した際の責任者、契約課長はどなたでしたか。

○山本証人

その分が事務用品だということで、それを契約課の中で協議して、その中で決めたというのが、3月の間にそれを決めて通知していますので、その時点では、私の前課長が代表者といえますか、その時点の責任者だったということです。

○上野委員

東課長ということで、間違いはないですか。

○山本証人

東課長でございます。

○委員長

ほかにありませんか。

○吉松委員

証人におかれましては、本当にお疲れさまでございます。今るる質問がっておりますけれども、今回の証人尋問に関して想定される質問があると思っておりますけれども、それに際して、市役所内で検討をなされたということはありませんか。

○山本証人

この証人尋問のためにというのはございません。ただ、集まったといえ、先日、スポーツ振興課のほうで過去の協議の履歴などを、時系列で資料をお示しするという話で、そういったので、記憶とかそういうを出すということはいたしましたけども、この証人尋問に当たって、どのようにとかいうような打合せはいたしておりません。

○吉松委員

その経緯というものを説明したというその場所にですね、東証人、それから瀬尾証人も同席されておりましたか。

○山本証人

瀬尾スポーツ振興課長と東部長ということですが、過去の経緯を聞く中で、ずっとではないですけど、ちょっとお話をお伺いしたということがございました。瀬尾課長のほうは、当然作る、主でするので、当然おりますけども、東部長のほうにも過去のところで、こうだったということで、聞いたということがございます。

○深町委員

一つだけお聞きしたいんですけど、この見積書ですね、見積りの仕様書というのは、いつ頃、どなたが作成されたか。仕様書、見積り、仕様書ですね。

○山本証人

仕様書につきましては、スポーツ振興課のほうでつくっておりますので、ちょっと具体的にどの時点でというのは、私はちょっと分かりかねます。

○深町委員

ということは、仕様書はもう出来上がったものを、契約課でそのまま業者にやったということですね。

○山本証人

契約課に入札の依頼で来るときは、執行何で、市長の、決裁権者の決裁を受けたものが来ますので、それをそのまま使う。例えば、誤字とかがあれば、そこを直すというところはありませんけども、そこから変えるということはありません。

○委員長

ほかにありませんか。川上委員、1回だけでいいですか、時間が来てますのでまとめてください。時間が一応なってますので、1時間、それに収まるような形でいいですか。（発言する

者あり) 時間は先ほど申し上げたように、最初に15分与えていますので、それでありますので平等にしたいと思えます。それで1本にまとめてください。(発言する者あり) 分かっています。端的にお願いします。

○川上委員

端的にお尋ねします。一つはですね、今回入札業者と坂平末雄市議との間柄、いつお知りになりましたか。

○山本証人

いつかの議会の中だったか、委員会であったかで、そのような話が出たときに知りました。

○川上委員

先ほど、証人は1市4町合併前は穂波の町職員だったという答弁でした。穂波町職員時代は、どういった職場で仕事されましたか。

○山本証人

穂波役場時代の私の職場の移り変わりとして――。まず、社会教育課、今でいうところの生涯学習課。それから、管財課、管財係。それから産業振興課といいますか、今の農林課のところ、そこでございます。

○委員長

川上委員、最後ですから、ひとつまとめてください。

○川上委員

坂平末雄市議との関係において、飲食を共にする機会というのは、どのくらいありましたか。

○山本証人

数回はあったというふうに記憶しております。

○委員長

いやもう、3回と言われましたので、ちょっとそれで。時間、一応、1時半ということで、あれします。(発言する者あり) いや最後にしてくださいって言うたやないですか。(発言する者あり) もう川上委員、最後ですよ。

○川上委員

何回かあるということですけども、それはどういう場面なのか、お尋ねします。

○山本証人

以前から知っていますので、特になんということはないと思うんですけど、お誘いいただいたときに行ったことがあるということでございます。

○委員長

以上で、山本証人に対する尋問は終了いたしました。

なお、後日また証言を求めることがあるかもしれませんが、そのときはご協力のほど、よろしくお願いいたします。

証人におかれましては、長時間本当にありがとうございました。ご退席して結構でございます。どうもありがとうございました。

暫時休憩いたします。

休 憩 14:26

再 開 14:40

委員会を再開いたします。

次に、瀬尾善忠氏より証言を求めることにいたします。

証人より、メモを持ち込みたい旨の申入れがっております。詳細な尋問に対し、円滑に矛盾なく証言を行うため、最小限度のメモ等の資料を認める必要がある場合も考えられるため、民事訴訟法第203条但し書きにより、メモの持込みについては、委員会の決定により許可することが可能とされております。

お諮りいたします。証人の申出のとおり、メモを持ち込むことに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

証人の入室のため、暫時休憩いたします。

休 憩 14 : 41

再 開 14 : 41

委員会を再開いたします。

証人におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本委員会の調査のため、ご協力のほど、お願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またそれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができます。

すなわち、一つ、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、もしくは3親等内の姻族の關係にあり、もしくはあった者、または証人と後見人、被後見人の關係にある者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれがある事項に関するとき。二つ、証言が1で申し上げた者の名誉を害すべき事項に関するとき。三つ、医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあった者が、職務上知り得た事実で、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき。四つ、技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。五つ、公務員または公務員であったものが、証人として職務上の秘密について尋問を受けた場合において、当該官公署の承認を受けていないとき。以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨を申し出てください。それ以外には証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく証言を拒んだ場合には、6か月以下の禁錮または、10万円以下の罰金に処せられることとなります。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次に申し上げる場合には、これを拒むことができます。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族の關係にあり、もしくはあった者、証人と後見人、被後見人の關係にある者に著しい利害關係がある事項についての尋問を受けるとき。以上の場合には、宣誓を拒むことができます。それ以外については、宣誓を拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述を行った場合には、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることとなります。以上のことをご承知いただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。それでは、傍聴人も含め、全員、起立願います。宣誓書の朗読を願います。

○瀬尾証人

宣誓書、良心に従って、真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和5年2月15日、瀬尾善忠。

○委員長

それではご着席願います。証人は宣誓書に署名、捺印願います。

(証人 署名捺印)

これより証言を求めることとなりますが、証言では、証人は体験した事実を述べるのであり、意見を述べることはできません。尋問された事項に対してのみ証言を述べることとなります。また、尋問内容が不明確なため証人がその疑義を正すために委員長や委員に対し、質問することは可能ですが、それ以外の質問や反論をすることはできません。また、ご発言の際には、そ

の都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。なお、こちらから質問をしているときは着席のままで結構ですが、お答えの際は起立して発言を願います。

次に、委員各位に申し上げます。本日は重要な問題について証人より証言を求めるものでございますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないようご協力をお願いするとともに、質問時の発言につきましては、証人の人権に留意されますよう要望いたします。

また、一つ、証人を侮辱し、または困惑させる質問。二つ、誘導質問。三つ、既にした質問と重複する質問。四つ、争点に関係のない質問。五つ、意見の陳述を求める質問。六つ、証人が直接経験しなかった事実について陳述を求める質問につきましては、質問することができませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

なお、これまでご説明いたしました「証人尋問における留意事項」について、まとめた資料を証人並びに委員の席上に配付しておりますので、必要によりご確認ください。

これより瀬尾証人から証言を求めます。最初に、委員長から、所要の事項をお尋ねしてから、次に、各委員からご発言願うことにいたします。

まず、あなたは瀬尾善忠さんですか。

○瀬尾証人

はい、瀬尾善忠でございます。

○委員長

次に、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただいた確認事項記入表のとおりで間違いございませんか。

○瀬尾証人

はい、間違いありません。

○委員長

それでは、委員長から主尋問を行います。

まず最初に、移動式観覧席が新体育館の本体工事から外れて備品となった経緯についてお伺いいたします。本体工事の1回目と2回目、2回目と3回目の変更は誰が提案し、誰と協議して方針を決めたのですか。

○瀬尾証人

入札の1回目、2回目、不調に終わって、その後関係部課長で集まりました。今後の対応について、協議を行いました。その中で、その後の対応について決定をしたところでございます。

○委員長

次に、取扱いに関する関与についてお伺いいたします。なぜ工事としての発注ではなく、備品での発注となったのですか、その理由を御存じですか。

○瀬尾証人

今回、移動観覧席が備品という対応となった経緯でございますが、まず、工事とその備品としての扱いの線引きというのは、非常に難しいものです。はっきりと、この分は、だから工事の中に入れましょう、この分は備品ですよというところの分の明確な線というのは、非常に難しいものだと思います、まずですね。その上で、今回こういう不調に終わった中でですね、すみません、備品として考えた一つの考え方でございますけども、今回のようなケースの場合、体育館があって、それをできた後に逆さまにする、したときにぼとぼとっと落ちるものが備品というのが、一つの備品と工事の考え方の中での一つとしてあります。そういう意味でですね、今回は備品というところで対応を考えたところでございます。

○委員長

その次行きます。備品として発注することに関して、何らかに関与されましたか。

○瀬尾証人

すみません。備品として発注をするときの関与ということでよろしいですか。備品という取

扱いをした後ですけども、私ども、私がつつと課長ですけども、健幸都市推進課、そしてまた今スポーツ振興課、ちょっと課名が変わっているだけでございますけども、そちらのほうで、何ていうか、仕様書をつくって、その後の対応を行いました。

○委員長

今回の入札では、備品の中でも事務用品としての取扱いとされたわけですけども、その点について何らか関与されましたか。

○瀬尾証人

入札に当たっての、その業種といたしますか、そういったものについては全く関与をいたしておりません。

○委員長

この移動式観覧席の入札に関して談合情報はありませんでしたか。また、今回の入札について、業者等から何らかの問合せ等はありませんでしたか。

○瀬尾証人

談合情報は聞いておりません。問合せもあっておりません。

○委員長

スポーツ振興課は、この移動式観覧席の仕様書の作成や質疑に対する回答に関与されましたか。関与したのであれば、誰がどのように関与されたのですか、お願いいたします。

○瀬尾証人

今のご質問の仕様書、またその後にありました質疑の作成については、私どもスポーツ振興課で全て行っております。

○委員長

瀬尾証人にお聞きします。それは瀬尾証人が中心となって、なされたことですか。

○瀬尾証人

はい、私が中心となって行っております。

○委員長

指名した13者中、10者が辞退しているわけですが、その点を含め今回の入札について、問題視する意見などはなかったでしょうか。

13者中10者が辞退したわけですが、その点についての、入札に問題視する意見などはなかったでしょうか。

○瀬尾証人

すみません、それは外からのという意味ですか。それとも私どものほうでという――、問題視する――。

○委員長

それは外からも内からも、そういうのがあれば。

○瀬尾証人

あっておりません。

○委員長

次に、指名業者との関係についてお尋ねいたします。指名業者との関係において、どのような点に気がつけますか。

○瀬尾証人

指名業者との関係については、私ども公務員といたしましては、ほかの方から誤解のないような関係性というところを心がけております。

○委員長

指名業者と飲食を共にすることはありますか。

○瀬尾証人

すみません、その場合、指名業者というのは——、すみません、普通の地域で行っているような、そういう飲食の中で、この方がたまたま指名業者の方とかいうことも含めてということでもいいですか。

○委員長

いや、一般的な指名業者の方との、一般的に考えたら指名業者と飲食を共にするか、あるいは今回の13者の指名した中での、飲食を共にすることはありましたかということです。

○瀬尾証人

今回の13者との飲食はありません。

指名業者の方とも、一般的に指名業者とされている関係性の中での飲食というものはありません。

○委員長

今回の指名業者に対して何らかの個人的関係はありますか。ある場合はどの業者とどのような関係かを含めてお答えください。

○瀬尾証人

ありません。

○委員長

次に、移動式観覧席発注の経緯、見積り、仕様書等についてお尋ねいたします。参考見積りについては、どこから、どのような経緯で取られたのでしょうか。

○瀬尾証人

参考見積りを取ったところでございますが、それまでの間、その2者につきましては、私どものほうに営業に来られておりました。その来られていた2者から参考見積りをいただきました。

○委員長

次に、仕様書の作成、仕様書に対する業者からの質疑については、スポーツ振興課のみで対応したのでしょうか。契約課や他の部課との協議はなかったのでしょうか。

○瀬尾証人

仕様書作成に当たっては、スポーツ振興課で行っております。

○委員長

あと一つ、契約課その他の部課との協議がなかったということですか。お答えください。

○瀬尾証人

すみません。一部、建築のところと関係があるものについて、ちょっと相談をした点はございます。

○委員長

指名業者などから、何らかの問合せや営業等がありましたか。

今回の指名業者などから何らかの問合せや営業等がありましたか。問合せ、今回の移動式観覧席についての入札に関して問合せ、営業等がありましたか。指名業者から。

○瀬尾証人

すみません、営業というのはあっております。入札前にですね。その後はありません。

○委員長

次に、市幹部及び議員等との関係についてお尋ねいたします。今回の移動式観覧席の入札について、市幹部及び議員その他関係者から何らかの働きかけを受けたことはありませんか。

○瀬尾証人

ありません。

○委員長

私からの尋問はこれで終わりました。

次に、委員からの尋問の申出がありますので、これを許します。

○川上委員

証人、お疲れさまです。日本共産党の川上直喜です。主尋問第1で尋問があった件ですけれども、経過についての流れの中で、令和2年5月26日、協働環境委員会において、午前中なんですけれども、片峯市長が私の質問に次のように答えました。本体工事の不調に関連してですけれども、1回目から2回目の入札のときに外していた分を、2回目から3回目のときに外構工事、それから可動式の椅子の工事等を含め、さらには労務単価や資材単価を実勢価格を調査する中でどうかということでの総額で約2億円でございます。その辺の説明は聞きました。現状を考えたときに、その工事を中に含めなければ、本市として予定している期日までの完成も難しいというような説明もあわせて聞きましたので、この2億円の増額をし、発注するというところについて承認したところでございます。委員会会議録、11ページにあります。覚えていますか。

○瀬尾証人

内容としては覚えておりますが、内容というのは、その趣旨の内容があったということは覚えていますが、一言一句ということでは記憶していません。

○川上委員

可動式椅子の工事等と言っているんですよ。可動式椅子の工事等というのは、何のことか分かりますか。

○瀬尾証人

今のお話は2回目のあと、3回目の契約をした後のことだと思いますが、その際、ちょっと1回目、2回目、3回目の説明というか、になりますけども、1回目があって2回目のときに、外構工事、それと観覧席全てを1回外してという形をとりました。それでも不調になりました。3回目については、外構工事と観覧席、それと固定の観覧席、それと移動式といますか、移動式の中でも、移動式というか、1階に置く観覧席ですけども、壁に固定されて、壁から蛇腹状に出てくる観覧席と、ふだんは倉庫にあって、倉庫から移動してきて、そこから蛇腹状に出す移動式の観覧席の2種類がございます。2回目から3回目のときに――、壁に固定されてある観覧席については、工事のほうに戻したということで私は理解をいたしております。

○川上委員

片峯市長がこのときに、その辺の説明を聞きました。説明もあわせて聞きました。承認したと言っているんですけど、この説明をしたのは、スポーツ振興課長、あなたですか。

○瀬尾証人

市長にその説明をしたのは、私が直接したという記憶はございませんので、上司であるのか、だと思います。私は直接していません。

○川上委員

飯塚市体育館等施設整備検討委員会、委員長樺島さんという方なんですね。何て呼ぶんですか。証人は御存じですか。

○瀬尾証人

樺島さんです。

○川上委員

下のお名前。

○瀬尾証人

すみません。名前、下の名前を今記憶していません。

○川上委員

この検討委員会が答申を出したのは2017年の5月8日、飯塚第1体育館は、隣接する第2体育館とともに建て替えが望ましい。これは、この市役所の本庁舎がオープンした、まさに

そのときです。それで、よく名前も分からないというふうにおっしゃったんですけど、証人はスポーツ振興課長、スポーツ振興課にはいつから着任されて、課長にはいつ頃なられたんですか。

○瀬尾証人

当時、健幸・スポーツ課でございますが、そちらのほうには平成28年度にまいりました。そして課長になったのは、すみません、平成30年度だったかと思います。

○川上委員

先ほどの市長の答弁との関係なんですけど、先ほど私が紹介したのに続いて、市長は3つの点を挙げて、コロナ禍でも大変だけど、やるんだという決意を表明されています。これは、委員会会議録、12ページを見れば、その全体は分かるんですけど、時間の関係で要点だけ申し上げますと、1点は、体育館の現在の状況について、2点は、有利な起債を活用できる期限が迫っていると、3点目は、当初からスポーツツーリズムということで、誘客をし、市の活性化をそれによって導くという構想。この3点をコロナ禍でもやるんだという決意の根拠にしているわけですけれども、スポーツ振興課長のあなたは、証人は、市長のこの決意を踏まえて仕事をしたということでしょうか。

○瀬尾証人

今のは、この委員会の趣旨である移動観覧席とどういうふうにつながるのでしょうか。

○委員長

ちょっと川上委員、関連を明確にしてちょっと質問し直してもらってよろしいですか。（発言する者あり）いや、関連を、今ちょっと証人にも——（発言する者あり）

暫時休憩します。

休 憩 15：08

再 開 15：09

委員会を再開します。

○川上委員

これは、令和2年5月26日、何の委員会かという、空調、談合情報があって、不調になった空調設備工事以外の3つの議案が出ていたときの件なんです。このときには既にゼネコンとの関係ももう全部終わっているわけですよ。議案になって契約議案が出てきたんですから。だからこのときに、移動式観覧席の問題は、もう決着がついているわけですよ。その状況の中で、スポーツ振興課長は、この契約議案3つ通せば、あとは空調があるけれども、基本的には備品の移動式観覧席をどうするかっていうので頭がいっぱいであつたはずなんですよ。だから、片峯市長が先ほど言ったように、コロナで大変な時期だけど、3つの理由を挙げて頑張りますとか言っているわけですよ。だからその市長の決意を踏まえての仕事あなた方は、証人はされたのかということ聞いたわけです。

○瀬尾証人

契約が終わりまして、その後どういうふうな形でこの後進んでいくかという、その備品のことということではなく、どういうふうにもこの後、いろんな事務を進めていこうかということではいろんなことを考えておりました。今おっしゃられた、体育館の状況、これは耐震化の問題が一つございます。なるべくというか、早く新体育館を建ててという思いでおりました。そういう意味でもですね、体育館の状況等心配をしながらも、それと先ほど市長が言われたという財源の話、期限がございましたので、そこに何とか間に合わせたい、市にとって、なるべく有利に、お金を使わない、市の持ち出しが少なくなるようにという思いはございました。そしてその結果として、新体育館ができれば、いろんなスポーツ大会の誘致もできますし、スポーツツーリズム、まちの活性化にそれをつなげるという思いは強く、そのときも、今も持って、仕事に当たっているつもりでございます。

○川上委員

1点目と3点目についてお話があったと思います。1点目の体育館の現状、現在の状況との関係でいえば、あなた方は、法に定める耐震診断を怠り、福岡県知事から命令が出て、飯塚市長、片峯市長の命によって、本当にやらないといけませんかっていうのを聞きに行きましたね。本当に現体育館の状況について心配するならば、耐震診断するのが普通と思うけど、なぜしなかったんでしょうか。

○委員長

川上委員、ちょっと途中ですけど、ちょっと範囲が外れてますので、（発言する者あり）外れています。耐震の話ではありません。ちょっとそれだけちょっと、質問をやり直してください。（発言する者あり）

暫時休憩します。

休憩 15:13

再開 15:13

委員会を再開します。

○川上委員

先ほどスポーツツーリズムとおっしゃいましたね。高校バスケットボール飯塚カップの実施に関する令和4年8月20日起案、8月30日決裁文書には市長の判こがありますね。これについては提案について、概算費用も分からない状況で合議されても、適切か否か判断いたしかねますので、当該事業の実施を予定しているという情報提供として押印いたしました。財政課落合と。決裁文書に書いてますね。

○委員長

川上委員、再度、途中ですけれども、体育館の観覧席との関連を明確にさせていただかんと、証人もなかなか答えにくい。そこら辺ところは、ちょっともう一回考え直してください。（発言する者あり）

暫時休憩します。

休憩 15:14

再開 15:14

委員会を再開いたします。

○川上委員

そういうことが時々あるのかと、先ほどお聞きしたわけですよ。それは委員長のほうで止められておりますので、次いきますが。昼休みになりました、その日。昼休みが終わるとですね、建築課長が2億円の増工分について説明をし直したんです。外構工事で約9600万円、椅子関係で8千万円と述べたんですけれども、これは委員会会議録15ページ。これは正しいですか。

○瀬尾証人

それぞれの金額等について私のほうで承知をしておりません。はっきりとその数字を言ったのかどうかというの覚えてないというのが1点と、その積算の内容について、私のほうで積算をしておりませんので、お答えができないという状況でございます。

○川上委員

続けて建築課長は、質疑のやり取りの中で、椅子云々というよりも、それは工事として戻しておるんですがって言うてくるんです。これは委員会会議録16ページにある。この先ほど紹介した、建築課長の答弁、それから今紹介した答弁、どちらが正しい、あるいはどういう関係かというの分かりませんか。

○瀬尾証人

申し訳ありません。今おっしゃられているところの、ちょっとその一部分だけで、全体を私

のほうで今、その分を記憶しておりません。そのときの答弁の全体をですね、その中の一部分で、どっちがどうかというのも、今分かりかねますので、ちょっと答弁ができないという状況でございます。

○委員長

川上委員、ほかの方もいらっしゃると思いますので、ちょっと最後、ひとつまとめてください。

○川上委員

じゃあ全体時間が余ったらまたやりましょう。3番目に指名業者との関係についてという主尋問がありましたけれども、入札に関わって、福岡ソフトウェアセンターに行きましたか。また、高倉 孝代表取締役、元部長に、市部長にお会いになったか。そこで入札参加を求めたか。今3点申し上げました。証言をお願いします。

○瀬尾証人

まず、ソフトウェアセンターに行ったことがあるかという部分については行ったことがあります。2番目が――。

○委員長

高倉さんにお会いしましたか。

○瀬尾証人

高倉社長に会いました。会ったことが何度もあります。

○委員長

入札に関して会ったことありますかという。

○瀬尾証人

すみません。もう一度いいですか。申し訳ありません。

○川上委員

入札に関わって、今回入札に関わって、福岡ソフトウェアセンターに行きましたか。高倉 孝代表取締役、元市部長にお会いになりましたか。入札参加を求めましたか。

○瀬尾証人

今回の入札に関わることでソフトウェアに行ったことはあります。高倉社長に会ったこともあります。この入札の参加についてでございますが、入札に参加というところでのお願いはしておりません。しておりませんというか、何もその話をしたことはございません。

○委員長

ほかの委員の方、質問があったらお願いいたします。

○兼本委員

先ほど証人のほうがご発言されておりました取扱いに関する関与について、備品での発注となったことについて、ご発言されていらっしゃいましたが、この備品として考えること、備品ということはこういうことだということを言われておりましたが、これはもうスポーツ振興課のほうで備品として決定されたんですか。

○瀬尾証人

入札が不調に終わって、その後、関係部課長で集まって、今後の対応について協議を行いました。その中で、1回目が終わった後であれば外構とか、そういう話の中でですね、先ほど申しました備品については、こういう考え方でいこうというところが、その会議の中で決定したところでございます。

○兼本委員

では備品として会議の中で決定して、今度、事務用家具ですか、というふうに業種になっているわけですが、これはスポーツ振興課のほうで決定されたんでしょうか。

○瀬尾証人

入札に当たって事務用家具というところになったという部分については、契約課のほうで決

めておりますので、私どものほうは何もそこには関与しておりません。

○兼本委員

そうすると、事務用家具というのは、契約課が決定したということで、スポーツ振興課としては、どういった形で、備品ということで、持って行っただけということなんですか。また、その時期っていうのは大体いつ頃だったのか教えていただければと思いますが。

ちょっともう一回言い直しますね。事務用家具というふうに決定したのは、契約課が決定したと。それは相談とかはされてないのか。また、されたとすれば、いつ頃にされたのかというのがあれば教えてください。

○瀬尾証人

まず、備品で買いたいというのは、スポーツ振興課で考えていました。ただし入札に当たっては、参考見積りを必要といたしますので、であれば、どこから参考見積りを、どういう業種から参考見積りを取ればいいのかというところで、令和3年度の3月だったと記憶しておりますが、契約課のほうに、どこから、どういう業種から私ども取ったらいいですかという相談はさせていただきました。

○兼本委員

で、あと参考見積りについては先ほど指名業者のほうが営業に来られてたということでしたが、大体いつ頃、営業に来られてあったんですか。

○瀬尾証人

令和3年度の、ちょっと時期については確かではございませんが、夏前ぐらいの時期ぐらいから営業に来られていたと記憶しております。

○兼本委員

それは数者来られてあったんですか。

○瀬尾証人

はい、2者来られておりました。

○委員長

ほかに尋問はありませんか。

○上野委員

お疲れさまです。今営業に来られた会社、2者だけで間違いはないですか。

○瀬尾証人

誤解がないように、ちょっと正確に言わせていただきます。観覧席のメーカー、メーカーが今、日本の中でつくられているところは4社、私の知ってる限りでは4社あるかと思っております。そのうちの2メーカーが、営業には、もうこれは設計段階からよく来られておりました。というのがメーカーとの動きでございますが、その後、令和3年の段階で指名業者さんのほうでも、こういう観覧席どうするんですかと、こういうものありますよという、営業に来られていたというところでございます。

○上野委員

いや、メーカーの営業じゃなくて、入札業者13者かありますけど、この中で営業に来られていた会社は何者あったんですか。

○瀬尾証人

2者でございます。

○上野委員

入札辞退した10者の中で、提案した内容と違うので入札不参加ですというような理由で参加を辞退された会社があったように私は記憶しているんですが、それは、そのメーカー、その業者はその営業に来られた中の2者ですか。

○瀬尾証人

すみません、今おっしゃられた辞退をされたところの業者というのを、ちょっと今すみません、私は記憶しておりませんが、私どものところに、実際その指名業者の方で来られたところは2者でございます。

○上野委員

もう当然、その2者は応札されているということですよ。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 15：28

再 開 15：29

委員会を再開いたします。

○瀬尾証人

すみません、参考見積りを取ったところの業者さんについての業者名については、非公開という取扱いをさせていただいております。その業者名を非公開としていますが、どうしてそこから取ったかということについては、営業に来られたところをお願いをしましたという答弁もさせていただいております。今のご質問の中で言えば、その分がそのまま答えになりますので、答弁については控えさせていただきたいと。

○上野委員

いや、3者応札しているんですよ。だからこの2者も当然入って、3者の中に入っていますよねと、お聞きしているんですよ。答弁、その答弁がそのままその3者、2者しか見積り取っていないでしょう。だからそのまま当てはまりませんよ。答弁をお願いします。

○瀬尾証人

3者応札をされておりますけれども、そのうちの2者という形で限定をすることになりますので、申し訳ありません。その答弁は控えさせていただきたいと思います。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 15：31

再 開 15：35

委員会を再開いたします。

上野委員、失礼ですけど、もう一回、再度質問させていただいてよろしいでしょうか。

○上野委員

参考見積り2者から取られたということですが、応札は2者よりも多い3者されておりますが、この中に2者は含まれておるのでしょうか。

○瀬尾証人

3者のうちの2者のところで、私は限定がされると思いますので、答弁を控えさせていただきます。（発言する者あり）

○上野委員

証言を拒むことはできないと思いますが、特定できないので、証言をお願いします。

○委員長

瀬尾証人お願いします。今、委員から質問されていますので。（発言する者あり）

○瀬尾証人

応札に当たっては3者入札がされており、そのうちの2者のところに参考見積りをお願いし、いただきました。それについては、前回の百条委員会の中からの資料要求の中でも、今回、私ども市のほうでは公開ができないという取扱いをさせていただいております。その意味でも、今のご質問については、そこが特定ではないかもしれませんが、限定がされていきますので、そこは証言をできかねます。（発言する者あり）

○委員長

今されました。今されました。ほかにありませんか。

○小幡委員

ちょっと2、3点聞きましょう。もう先に今の質問があったんで、関連して聞きますけどもね。今、証人は、参考見積りを2者からもらいましたと。飯塚市の指名業者の中ね。基本的にアバウトで13者中の2者でしょう。今の上野委員の質問には、どういうふうに答えられたか、後で検証しますけども。今、なぜその2者を選んだかと、参考見積りを取るところ。これはあなた今、営業に来られていたということですかね。令和3年の夏頃からだったというような、先ほど証言されましたけど。この移動式観覧席は令和4年の5月に入札があったじゃないですか。だから令和3年の夏ということは、もっと早い段階で、業者2者がスポーツ振興課に、観覧席に対して、移動式観覧席に対して、営業に来たということをおっしゃったけど。何でその業者さんは移動式観覧席の発注が、今から先あるということをおっしゃったのか。我々は知らなかったんですよ、議案として上がってくるまで。何で業者が、この2者さんだけ、2者ね、先行して知っていたのかというのは、分かりますか。あなたのほうから、頼んだわけじゃなくて、向こうが営業に来たんでしょ。それに対して答えてください。

○瀬尾証人

業者さんのほうが来られたのは、令和3年の夏頃だと私は記憶しておりますけども、私どものほうから、何らそのことを、私どもからアプローチしたということはありません。業者さんのほうが、それをなぜ知ったかというところについては、申し訳ありません、私どもではちょっと分かりかねます。

○小幡委員

臆測じゃ言えないけど、その業者さん2者は知っていたということですよ。知っていたから営業に来たと。我々議員は知らなかったけども、業者のほうが情報が早かったということになるんですが、そこが営業に来たからということで、4月4日で見積書が出てますね、参考見積書。手元に。執行部、市のほうはね、この2者はなかなか、どこの業者だということを教えてくれない。それはいろんな理由をね、非公開的な条項を盾に出したくないんだけど、著しくその業者の営業に携わって、今から迷惑かけたらいかんというのは分かりますが、もう金額黒塗りでき、別に影響を与えないと思うんで、業者名は出してもいいかと思うんですけども、証人はどう思われますか。業者名が出るとまずい。指名業者ですよ。

○瀬尾証人

参考見積りにつきましては、そもそも公開を想定せずに、それぞれの業者さんのほうに市のほうがお願いをして提出をいただいております。前回の百条委員会の中でも、答弁があったかとは思いますが、業者名、金額につきましては、それぞれ今後の営業活動であったりとか、いろんなものが、そういうことで分かる可能性がございますので、それについては非公開とさせていただきます。

○小幡委員

ちょっとまとめていきましょうね、ちょっと聞き方変えます。13者中10者が辞退しましたね。辞退した10者の中の業者から参考見積りは取られていないでしょう。

○瀬尾証人

見積りを出したところの3者で、すみません、入札に応じた3者、それと入札に応じなかった10者、その関係性と、見積り、参考見積りを取った2者というところの関わりについては、証言を控えさせていただいているところでございます。

○小幡委員

最後に聞きましょう。この2者に参考見積りを依頼するに当たって、仕様書等で説明しないと見積り取れませんよね。出てきた結果の見積書が全てコトブキシーティング製ということで、

黒塗りになっているけども、見積り金額、仕様書の内容が入って、このコトブキの移動式観覧席を、何千万で入れますと、金額は入っているんですよ。でも真っ黒だから分からないけどね。先ほど業者名も言われないうことだった、指名業者なのに公表できないというのは、よく分かりませんが、このコトブキだよということまで指示して参考見積りを取られたんでしょうか。

○瀬尾証人

見積り徴取に当たっては、今回この参考商品についての商品名を伝えた上で見積りはいただいたところでございます。

○小幡委員

参考商品を基に仕様書をつくってますよね。だから、この仕様書で基本的に市としては参考商品がメインになるだろうという認識で、あなたはおられましたか。

○瀬尾証人

今回の参考商品を基本に仕様書を作成いたしましたし、購入に当たっては、その商品でなければならないということではないですけども、この商品をベースとして考えました。

○委員長

ほかにありませんか。

○江口委員

今回、仕様書を決定しているわけですが、資料として出てきているのはカタログが僅か数ページのものが3点だけなんです。資料要求したのはカタログで、仕様書を作成するのに必要であったり、カタログであったり、メーカーとのやり取りを資料要求したんだけど、出てきた資料は、それは提出しますというお返事があって、出てきた資料はカタログが数ページのものが3社からの分しか出てきておりません。それを見ると、特段細かな仕様とかは、仕様書に載っているような、細かな部分は全く載ってないわけなんです。このメーカーのカタログないし、その仕様書の細かな部分に関しては、担当課としてどのように入手されたのか、どこから入手されたのか、お聞かせいただけますか。

○瀬尾証人

すみません。ちょっと私の勘違いだったら、あれなんですけども、提出した中に、参考資料がカタログ以外で、図面であったりとか、図面的なものを、たしか2枚提出をしていたかと記憶しているんですけども。それと今仕様書を作成するに当たっての資料でございますが、まず今回、先ほど申しましたように、このコトブキシーティング社製の椅子をある程度ベースとして考えた。これについては、一番最初の工事のときに入っていた、抜かしたという話がございますが、そのときに想定された商品でございます。そのため工事の中でも、商品の説明箇所がございます。当然、設計事務所等々については仕様、内容については知ってますので、そこからの聞き取り分というものが資料がございます。それと、先ほど言われましたやり取りの分については、手持ちのところでは資料がございませんでしたけども、手持ちというか、そういうやり取りの記録は、記録として取っておりませんでした。ただ前回のときで、その分を記憶であったりとか、そういうところで今、作成をいたしておりますので、そこは後日提出をさせていただくというところで考えております。

○江口委員

図面というのは、仕様書作成用の準備段階の資料としての分ですよ。全体図面として、こちら辺にあるよっていうやつと、あと段があったやつ2枚ですよ。それを見ても、鋼材の仕様ですね、こういった鋼材を使うんですとかいうのは、全く載ってないわけなんです。カタログにも載ってないんです。そうすると、どこから出てきたんだろうっていう疑問が浮かびます。あと、さきに契約課長にお話を聞いたときに、同等品という話をしていました。この仕様書で同等品が、メーカー4社があるというお話でございましたが、この仕様書で同等

品が、コトブキシーティング以外にあることを確認されていますか。

○瀬尾証人

他のメーカーのところに聞いた際、できるという回答はいただきました。

○江口委員

それは、当然のことながら、つくれるのはつくれるんだと思うんです。ところが問題は、それが強度計算とか必要であれば、当然のことが高価になることがある。つくれるけれど、現実的には、現実的ではない価格になるんだと思うんです。そういったことを含めて、同等品というのが、ある意味、既製品として、持っている品としてあるということについては、確認をされたのでしょうか。

○瀬尾証人

今回、このコトブキシーティングの製品についてはパッケージがございます。ただしコトブキシーティング社製の場合でも、椅子の数であったり、段数であったりとか含めて、作り込み商品になります、まずですね。それと他社のもの、他メーカー、すみません、他メーカーのものでございますが、についてもパッケージの商品として、今この仕様書と同じものがあるかと言われれば、そこは難しいという回答もいただきました。ただし、その他社のメーカーにおいて、例えば椅子とかで言ったときに、パッケージとしては、例えば、木製の椅子となってますけども、そのメーカーはそういうプラスチックというか、ポリエチレン製の椅子も作製をしている。そしてそれを置き換えることによって、仕様は満たすということで、確認をいたしたところでございます。ただし、今言われたように、金額のところについてはですね、そこまでの確認はいたしておりません。

○委員長

ほかにありませんか。

○兼本委員

すみません。瀬尾証人のほうが、事務用家具としての相談に行かれたのが、令和3年の3月頃ということで、それは間違いないんですかね。

○瀬尾証人

すみません、令和3年度の3月でございますので、令和4年になります。申し訳ありません。

○委員長

ほかに質問はありませんか。

○深町委員

一つだけ、先ほど仕様書の作成ですね、コトブキ製ということで仕様書をつくられたのは、スポーツ課のほうでつくられたんですけど、仕様書が何か細かくですね、コトブキ製でなければならぬみたいな仕様書になっているんじゃないかなと私思ったんですけど。普通、見積り取るときは同メーカーの違うメーカーで取らないと、一つのメーカーじゃなかなか出てこない見積りなんですね。10者が断られたというのがありますけど、その経緯は、恐らく一つのコトブキに絞られたような見積りの取り方がされたんじゃないかなと思うんですけどね。その辺はどんなふうにお考えですか。見積り仕様書は、そこにもういつてしまったという、そのメーカー1本にですね。じゃないと競争にならないんですよ。2者で、他社でメーカーで見積もらないと、価格競争にはならない。当然、後づけの業者が断られるというのがこの世の中じゃ大体常識なんですね。1本に絞られていったというのは、どういうふうな状態でしたんですかね、その板厚の厚さとか、材質のよさとか、その分が同等品と言われてもよかったんじゃないかなと。そこまで規制された理由というのがあったらおかしい。聞かせてください。

○委員長

深町委員、すみません。お考えを言われたけど、お考えは述べられません。お考えではないんですよ。（発言する者あり）選定された経緯と理由ですね。

○瀬尾証人

先ほども申しましたけども、まず商品については、実施設計の段階でもう想定がされておりました。そして、それが工事契約の中で不落になりましたので、備品となったという経緯がございます。私どもとしては、もうその中でその商品というのを中心として考えたというのが、まず一つございます。そして、今委員がご指摘のところは仕様が細かく、仕様書の中で細かく指定がされているんじゃないかというご指摘かと思います。それについては、当然、私どもも記載をする中で、コトブキのほうからもアドバイスをいただきました。ただし、その際に、コトブキの商品しか限定するものは、という仕様書にはしませんと。コトブキしかできないもの、ほかのもの、ほかのメーカーが、もうこれがあるから駄目だというふうな仕様書にはしません。また、コトブキしか持っていない特許であったりとか、技術の分については、それについてもしませんがという形で仕様書をつくりました。当然細かなところについては、コトブキから教えてもらいながら、作成したところでございますが、その中でも、一応、特殊な製品でございますので、私どもも言葉のところとか、分からない言葉がいっぱいあります。それについても1個1個潰した中で、仕様書は作成したというところでございます。

○深町委員

見積りを取るときですね、よくて安いものを買うという、値段ってということなんでしょうけど。大体1社のメーカーに指定はされてなかったんですね、今回はですね。でも仕様書そのものがもうそのメーカーしかできないような、よそでやると特殊になるような、仕様書を織り込まれたってところが、私は思うんですけど、そのところはないですか。

○瀬尾証人

今回の仕様書の中で、ほかのメーカーがつかれないということはないと考えております。

○委員長

ほかにありませんか。

○川上委員

新体育館建設をめぐる一連の経過の中で、証人は警察から任意の事情聴取を受けていないか、飯塚市から調査を受けましたか。

○瀬尾証人

任意調査を、私が受けましたかということ、聞かれたことはありません。

○川上委員

実際には、任意の事情聴取を受けていないですか。

○瀬尾証人

受けておりません。

○川上委員

市長、または坂平末雄市議から、何らかの調査依頼を受けたことがありますか。

○瀬尾証人

調査依頼というのは、観覧席に関することですよね。だと思えますけれども、そういう、依頼に関することはございません。依頼を受けたことはございません。

○川上委員

片峯市長あるいは坂平末雄市議から、何らかの情報提供を受けたことがありますか。

○瀬尾証人

情報提供を受けたことはございません。

○川上委員

本体工事に関わった、入札に関わったゼネコン、大手ゼネコン6者と地元の3者、安藤・間、三井住友、鉄建建設、西松建設、浅沼、東洋建設、九特興業、株式会社サカヒラ、赤尾組、お会いになったことがありますか。

○瀬尾証人

今おっしゃられた会社の中でいえば、安藤・間と九特につきましては今、体育館建設をしていただいておりますので、お会いしたことがございます。

○川上委員

どういうシーンでお会いになりましたか。

○瀬尾証人

すみません。今、先ほど、会ったことがあるというふうに回答いたしましたけども、誰とどこでいいですかね。まず、安藤・間、九特は今現場のほうにもいらっしゃいますので、定例会がありますので、そのたびにその方たちとの打合せをさせてもらってます。それと、会社の、ちょっと肩書は今記憶しておりませんが、現場の方以外の方でも、最初の契約があって、その後、顔合わせというか、今後の協議というところの場で会ったことがございます。

○川上委員

可動式椅子工事、それから移動式観覧席については、令和2年5月26日の段階で、午前中までは可動式椅子工事と言ってるんだけど、午後3時8分の休憩の後ですね、それが消えているんですが、それについてはよく分からないというようなことでした。この移動式観覧席の問題は、1年後の夏に営業があったというふうに言われましたけど、既にこの5月の段階で移動式観覧席というのは、なければ困ると思うんだけど、そういう事実はないんですか。

つまり令和2年5月26日、協働環境委員会には、先ほど申しましたかね、空調談合情報で、不調になった空調以外の契約議案が出ましたよね。本体工事も出ているわけですよ。そうであれば、この段階で、移動式観覧席を導入するという構想がなければならぬというふうに思うんだけど、先ほど、営業が1年後の夏と、令和3年の夏というふうに言われました。実はこの6月議会への契約議案提出のときに、既に移動式観覧席構想はあったはずだと思いますけど、あったんじゃないんですか。

○瀬尾証人

移動式観覧席については工事から外れて、その後、備品で購入しようということで、そのまま新体育館には、移動式観覧席を完成するときには置こうという考えでございました。

○委員長

川上委員、時間も来ていますので、まとめてください。

○川上委員

入札業者と坂平末雄市議との間柄、いつお知りになりましたか。

○瀬尾証人

今、後援会長の話だと思うんですけども、私は、いつだったかな、この前、議会の中で話があったのが初めてでございます。

○川上委員

坂平末雄市議と市職員と、何期もやってる市議会議員の間柄ですから、飲食を共にしたことがどのくらいあるか、お尋ねします。

○瀬尾証人

はっきりと何回というのは覚えておりませんが、4、5回ぐらいだと記憶しております。

○川上委員

それはどういうシーンですか。誘われて行ったとか、自分から誘ったとか、第三者がいて誘われたとか、紹介されたとか、何かそういう、どういうシーンでしょうか。

○瀬尾証人

議員のほうから誘われました。そのときについては、体育館の話でいえば、その前に特別委員会からずっとでございます。委員会も一緒に、一番最初覚えてるのは、ある程度区切りがあったときに、お疲れさまというところで、ちょっと一緒に行こうということで誘われたと記憶し

ております。

○川上委員

当然所管の担当の課長ですから、警戒心は持っておったと思うけども、警戒心を持っていたのに行ったのは、どういう理由でしょうか。

○瀬尾証人

警戒心というものについては、さほど考えてはおりませんでしたけども、先ほど言いましたように委員会であったりとか、所管の委員会も一緒だったりとかしたところで、誘われましたので、ご一緒させていただいたというところがございます。

○川上委員

その場合において、第三者の中に、指名業者、そうした方々がおったというようなことはないですか。

○瀬尾証人

ありません。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 16:07

再 開 16:08

委員会を再開いたします。

ほかに質問はありませんか。最後一つ。

○小幡委員

すみません。共通して聞きます。13者指名しましたよね。公告で指名業者に参加してくださいという以外に、スポーツ振興課のほうで、入札に参加するように、依頼に行ったところはありませんか。

○瀬尾証人

それはありません。

○委員長

ほかにありませんか。

(な し)

ないようでございますので、以上で、瀬尾証人に対する尋問は終了いたしました。

なお、後日また証言を求めることがあるかもしれませんが、そのときはご協力のほど、よろしく願いいたします。

証人におかれましては、長時間本当にありがとうございました。ご退席して結構でございます。どうもありがとうございました。

暫時休憩いたします。

休 憩 16:09

再 開 16:21

委員会を再開いたします。

次に、東 剛史氏より証言を求めることにいたします。証人の入室のため、暫時休憩いたします。

休 憩 16:21

再 開 16:21

委員会を再開いたします。

証人におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本委員会の調査のために、ご協力のほど、お願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条

の規定があり、またそれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合は、これを拒むことができます。

すなわち、一つ、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、もしくは3親等内の姻族の関係にあり、もしくはあった者、または証人と後見人、被後見人の関係にある者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれがある事項に関するとき。二つ、証言が1で申し上げた者の名誉を害すべき事項に関するとき。三つ、医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあった者が、職務上知り得た事実で、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき。四つ、技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。五つ、公務員または公務員であったものが、証人として職務上の秘密について尋問を受けた場合において、当該官公署の承認を受けていないとき。以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨を申し出てください。それ以外に証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく証言を拒んだ場合には、6か月以下の禁錮または、10万円以下の罰金に処せられることとなります。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次に申し上げる場合は、これを拒むことができます。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族の関係にあり、もしくはあった者、証人と後見人、被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項についての尋問を受けるとき。以上の場合には、宣誓を拒むことができます。それ以外については、宣誓を拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述を行った場合には、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることとなります。以上のことをご承知いただきたいと思っております。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。それでは、傍聴人も含め、全員、起立願います。

(全員起立)

ご起立願います。宣誓書の朗読を願います。

○東証人

宣誓、良心に従って、真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。
令和5年2月15日、東 剛史。

○委員長

それではご着席願います。証人は宣誓書に署名、捺印願います。

(証人 署名捺印)

これより証言を求めることとなりますが、証言では、証人は体験した事実を述べるのであり、意見を述べることはできません。尋問された事項に対してのみ証言を述べることとなります。また、尋問内容が不明確なため証人がその疑義をたやすために委員長や委員に対し、質問することは可能ですが、それ以外の質問や反論をすることはできません。また、ご発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。なお、こちらから質問をしているときは着席のまま結構ですが、お答えの際は起立して発言を願います。

次に、委員各位に申し上げます。本日は重要な問題について証人より証言を求めるものでございますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないようご協力をお願いするとともに、質問時の発言につきましても、証人の人権に留意されますよう要望いたします。

また、一つ、証人を侮辱し、または困惑させる質問。二つ、誘導質問。三つ、既にした質問と重複する質問。四つ、争点に関係のない質問。五つ、意見の陳述を求める質問。六つ、証人が直接経験しなかった事実について陳述を求める質問につきましても、質問することができま

せんので、ご注意くださいますようお願いいたします。

なお、これまでご説明いたしました「証人尋問における留意事項」について、まとめた資料を証人並びに委員の席上に配付しておりますので、必要によりご確認ください。

これより東証人から証言を求めます。最初に、委員長から、所要の事項をお尋ねしてから、次に、各委員からご発言願うことにいたします。

まず、あなたは東 剛史さんですか。

○東証人

東 剛史です。

○委員長

次に、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただいた確認事項記入表のとおりで、間違いございませんか。

○東証人

間違いございません。

○委員長

まず、委員長から主尋問を行います。

最初に、移動式観覧席が新体育館の本体工事から外れて備品となった経緯についてお伺いいたします。本体工事の1回目と2回目、2回目と3回目の変更は、誰が提案し、誰と協議して方針を決めたのですか。

○東証人

まず、1回目が不調になりましたときに、次にどのように再公告をしようかということで、この案件につきましては、業者選考委員会の対象工事で行ったので、委員長でございます当時の副市長と関係部長と協議をいたしました。入札不調の原因と申しますが、設計額が1回目のときに、私どもの積算と業者のほうの、応札業者のほうの積算とが合わないということが、一番最初の不調のときにヒアリングによって分かりましたので、それをどうしようかということで協議をし、関係部課長と協議をいたしました。そのときに、外構工事、それから可動式椅子、それから移動式観覧席等をその中から外して、金額を、設計金額を変えずにその分を外して、再公告をしようということで、2回目の公告に至りました。で、2回目のことも不調になりましたので、その後、ちょっとこれ記憶というか、数字というか、予算上の問題で、年度を令和2年度に持ち越すということになりましたので、外構工事及び可動式の椅子につきましては本体工事に含め、移動式観覧席につきましては、これは備品として取り扱って、再公告をしようということ、同じように業者選考委員会の中のメンバーとお話をし、再公告に至ったものでございます。

○委員長

次に、取扱いに関する関与についてお伺いいたします。なぜ、工事としての発注ではなく、備品での発注となったのですか。その理由は御存じですか。

○東証人

そもそも実施設計の段階では、全ての椅子といいますか、も入っておりましたけれども、この移動式観覧席につきましては、備品として調達ができるということとを判断したということで、その分については外したと。これ、ちょっと当時の記憶が定かではありませんけれども、そもそも、設計金額が足りなかったということもありましたので、これも当時の積算で、私の記憶で8千万円以上、移動式の椅子、移動式観覧席があったように思います。それで予算上の関係もございまして、備品として取り扱えるということと、そういう調達ができるという判断をしたという経緯であります。

○委員長

それでは、備品として発注することに関して、何らかの関与をされましたか。関与されたの

であれば、その理由も含めてお答えください。

○東証人

関与と言われますのは、庁内の意思決定についてということで、よろしいですか。

○委員長

はい。

○東証人

先ほども申しましたように、選考委員会等の中で協議をいたしましたので、もちろん、私の関わりといたしましては、この案件が総合評価落札方式による案件でございますので、いつ公告をして、いつ審査をして、いつ入札をするということでございますので、そういう意味での関与ということでは、全て関与いたしております。

○委員長

それでは、今回の入札では、備品の中でも事務用品としての取扱いとされたわけですが、その点について、何らかに関与されましたか。

○東証人

この入札そのものの公告は令和4年度でございまして、その前の、令和4年度当初でございました。で、私が令和3年度まで契約課長でございましたので、発注するに当たって備品で取り扱うということでもございましたので、令和4年の3月頃だったと思いますが、どの希望業種に対して発注すべきかという協議はいたしました。で、その中で、事務用品・家具類を第1希望として、指名願を提出されている業種でいこうということで、当時、契約課内で協議をし、決めております。ただ、これが、4年以降の参考となったものであるというふうな認識を持っております。

○委員長

それでは、この移動式観覧席の入札に関して談合情報はありませんでしたか。また、今回の入札について、業者等から何らかの問合せ等はありませんでしたか。

○東証人

談合情報もございませんし、その問合せ等もありません。

○委員長

証人は、この移動式観覧席の仕様書の作成や質疑に対する回答に関与されましたか。

○東証人

基本的に、仕様書というのは発注課が作成をいたします。それで、正直に申し上げて、仕様書もいろいろと——、発注案件いろいろとございますので、全て私が目を通しているわけではございませんが、担当課と当時の契約課担当とで、仕様書に誤りといいますか、限定的な、商品を限定するような記載ができないことになっておりますので、それらを含めて、担当レベルで協議をしております。そのときの契約課長でございましたので、そういう意味では関与をいたしております。

○委員長

指名した13者中10者が辞退しているわけですが、その点を含め、今回の入札について問題視する意見などはなかったでしょうか。

○東証人

私のほうにはそういう意見はいただいておりません。と申しますのも、令和4年度に今の部局に異動しておりますので、私のほうにそういったような問合せはあっておりません。

○委員長

それでは、指名業者との関係についてお尋ねします。指名業者との関係において、どのような点に気がつけていますか。

○東証人

公平公正であるべきだと考えております。

○委員長

今回、業者との会食が問題となったのですが、それ以外で、指名業者と飲食を共にすることはありましたか。あったのならば、どのようなときに、どの業者と飲食を共にしたのですか。

○東証人

指名業者との会食ということですがけれども、私も飯塚に生まれて、一度も外に出たことがございません。それで、いろいろな地元の行事ですとか、それぞれ先輩、後輩、同級生含めてですけれども、そのような方たちが指名業者であるということもありますので、様々なシーンにおいて一緒になることはございます。ただ、私の立場上、4年間、契約課長をしておりましてけれども、発注案件ですとか、そういったことにまつわることでの会食というようなものはございません。

○委員長

今回の指名業者に対して、何らかの個人的関係はありますか。ある場合は、どの業者と、どのような関係があるのか含めてお答えください。

○東証人

13者全てということでしょうか。

○委員長

今回の指名業者。

○東証人

個人的な関係というのは、今回、問題となっている業者さん以外とは——、すいません、13者がちょっと分かりませんというか——、ありません、そのような関係というのは、

○委員長

13者のうちの今回の問題になっている以外にはないという話ですか。（発言する者あり）

それでは、今回の入札に関しては、参考見積りに関して、担当課と何らかのやり取りはされましたか。

○東証人

基本的にどこから取りなさいとかというような指導はしませんので、ただ、同じような物品ですとか、そういう見積りを徴取する際においては、偏った業者からの見積り徴取はしないよという指導を常日頃行っておりましたので、その辺については全て担当課のほうで徴取しているものだと考えています。

○委員長

それでは、会食の目的、経緯、会食の際に同席していた方との関係等について、お尋ねをいたします。今回の会食の目的はどういったものだったのでしょうか。

○東証人

目的というものは特になく、お誘いをいただきましたので、出向いたということでした。

○委員長

それでは、どういった経緯で会食することになったのでしょうか。

○東証人

今、日付の中で今年の2月26日ということですが、これも記憶なのですが、二、三日前に坂平市議のほうから電話がありまして、たしか土曜日だったと思いますけれども、食事をしないかというお誘いを受けました。場所は、当時、私の実家が新飯塚にあるものですから、その近くの店を設定されておりましたので、私が新飯塚に——、その当時は、ちょっと家庭の事情で実家におりましたものですから、その近くでというようなことで、お誘いを受けたように記憶をしております。

○委員長

それでは、同席していたのはどなたでしょうか。また、どのようなご関係でしょうか。

○東証人

まず、経緯から説明いたしますと、お誘いを受けた日時、日付は2月26日でした。時刻は多分5時半か6時ぐらいだったと思います。に、待ち合わせというようなことで、私が行きましたところ、先に皆さん入られてまして、私が一番最後に行きました。それで、3人の方がいらっしゃったんですけれども、1人は原田氏、もうひと方はですね、これ、私、名前を存じ上げませんで、顔見知りであったことは間違いございません。それで、原田氏につきましては、私との関係性といいますか、それまでそのような飲食を伴うようなことも、この日が初めてでございまして、先ほど申し上げたように実家が新飯塚でございまして、彼も新飯塚に住んでいるということがあって、昔から顔見知りではございました。ご挨拶を交わす程度のことで、認識といたしましては、彼が坂平市議の後援会長であるということは、リーフレット等の写真から当時存じ上げておりましたので、その関係だという認識でございまして。もうひと方につきましては、以前、もう20年以上前だと思っておりますけれども、飲食店をされていた方でございまして、そこに、当時まだ合併前でございましたけれど、同僚たちとたまに行くことがございまして、そのときに何度か、全然一緒に行ったということではございませんが、坂平市議も何回かお見えになっていたというようなこともございましたので、私はその当時から存じ上げている方でございます。

○委員長

それでは最後に、市幹部及び議員等との関係についてお尋ねいたします。今回の移動式観覧席の入札について、市幹部及び議員、その他関係者から何らかの働きかけを受けたことはありませんか。

○東証人

そのようなことはございません。

○委員長

私からの質問、尋問はこれで終わりました。次に委員からの尋問の申出がありますので、これを許します。

○川上委員

証人、日本共産党の川上直喜です。まず、市職員としての経歴をお尋ねいたします。1市4町合併前は穂波町職員だったでしょうか。

○東証人

平成2年4月に穂波町役場に入庁いたしました。その後、合併いたしまして、現在に至っております。

○川上委員

16年いたということなんですけど、どういった分野で仕事を担当されましたか。

○東証人

私、一般職ではございますが、採用の経緯から申し上げますと、もともと民間企業でシステム関連の開発の仕事をしておりましたので、入庁当時から情報システム分野の部署に配属されまして、それが総務課内にあったわけなんですけれども、合併まで16年間、同じところにおいて、システム開発を主に担当しておりました。

○川上委員

この間まで契約課長だったわけなんですけども、契約課長の責任と権限について、どう受け止めておるか、お尋ねします。

○東証人

責任と権限——。契約行為そのものについては、いつも申し上げておりますが、品質の確保ですとか、公平公正であることですか、透明性の確保等、いわゆる偏ったような発注です

とか、そういうことではなく、やっぱり品質を確保し、なおかつ地元業者の育成をしていくということが使命だと感じています。あと権限といたしましては、事務決裁規程上にございます権限というのが主でございましょうけれど、それぞれ課長としての役割といったところで、全てのマネジメント等も一つの責任であろうというふうには考えております。

○川上委員

そういうことであれば、業者、とりわけ指名業者との関係の緊張関係、それから、議決に責任のある市議会議員などとの緊張関係は当然だと思います。それで、行政経営部長に昇格されたわけですけど、契約課長に対し、どういう指揮、ないし指導権限があるか、お尋ねします。

○東証人

契約課は総務部になりますので、私が直接指示するような権限はございません。

○川上委員

スポーツ振興課とはどういうときに協議をしますか。しましたか。

○東証人

当然、その令和元年から2年にかけて、工事関係の発注がございますので、その件については様々、これは先ほども申し上げましたけれども、総合評価落札方式になりますので、一定の時間を要します。それから外部の附属機関と、これは県になりますが、当時、外部の附属機関等に審査のお願いもしないといけませんので、それぞれスケジュール等を確定していかなきゃいけない作業がございますので、そういったことから始まっていっております。で、2回不落になって3回になりましたけれども、その間に今、冒頭申し上げましたように工事関係の内容ですとか、発注スケジュールですとか、そういったことで協議は続けてきておった経緯がございます。

○川上委員

総額で、増工した分も含めてですね、56億円ぐらいかかる事業になってしまったわけですけども、繰り返し入札があつてますね。それで、いろいろ複雑な事情があつたと思いますけど、指名業者との会食に誘いを受けたことはありませんか。

○東証人

そのようなことはございません。

○川上委員

サンパチキッチンというお店は御存じじゃないですか。

○東証人

存じ上げません。

○川上委員

それは福岡にあるお店なんですけど、知りませんか。

○委員長

川上委員、ちょっと関係を明確にして、質問してください。

○川上委員

いやもう聞いたとおりです。

○東証人

存じ上げません。

○川上委員

新体育館建設をめぐる一連の経過がありますけど、この過程で、飯塚市から次のような調査を受けたことありますか。捜査機関から任意の事情聴取を受けていないかという調査を市から受けたか、お尋ねします。

○東証人

飯塚市から私が――、飯塚市から私がそういった警察機関だとかそういうところに任意の

聴取を受けてないかという調査があったのかということですか。（発言する者あり）ございません。

○川上委員

分かりました。そしたらですね、捜査機関から任意の事情聴取を受けたかどうか、そのことについてお尋ねします。

○委員長

川上委員、ちょっと待ってください。結局、車椅子に関してのことでの捜査ということですか。いやいや、失礼しました。移動式観覧席についての捜査ということですか。そこら辺のところははっきりして質問していただきたい、お願いします。

○川上委員

一連の経過の中でとお尋ねしました。

○東証人

ございません。

○川上委員

私が今から申し上げます企業の名前は、あなたも苦しんだかもしれない3回の入札、本体工事に関わる業者の名前です。この中で、あなたがその相手と会ったものについて、お答え願いたいと思います。安藤・間、それから三井住友、それから鉄建建設、それから西松建設、浅沼組、東洋建設、大手が6つ、そして地元の九特興業、株式会社サカヒラ、それから赤尾組、いかがでしょうか。

○東証人

まず、安藤・間、鉄建建設、それから九特興業、株式会社サカヒラ、赤尾組とは、会ったことはございます。といいますのが、まずゼネコンのほうですけど、こちらは営業レベル、当然、これまでの発注したところでございますので、別の案件です。その際に、工事の進捗等も私も確認をその都度しておりますので、そういう意味でいうと、そういったゼネコンさんとは、現場監督さんであったり、営業さんであったりとはお会いしたことはあります。市内業者である株式会社サカヒラ、九特興業、それから赤尾組につきましても、これも別の発注案件等でございますので、当然、この3者につきましても、当然、代表取締役である方々とも面識がございます。

○川上委員

3回の入札、不調、不調、3回目ということで、事情聴取をしてるはずなんだけど、そのときにお会いになってないですか。

○委員長

川上委員、ちょっと今、先ほど申しましたように、本体工事の件の話のようですが。（発言する者あり）

暫時休憩します。

休 憩 16:55

再 開 16:56

再開いたします。

○川上委員

移動式観覧席、先ほど証人が証言された中でも、不調の中から、この移動観覧席の取得への変更というのは生じてるのは明らかなので、その際に、不調に関わったゼネコン、それから地元業者に事情を聞かれていますよね。だから、そのときにお会いになってないかというふうに聞いたんです。

○東証人

本当にこれ、ちょっと記憶が曖昧ですけども、基本的に不調になった場合ですとかについ

ては、どういう事情かということで、お尋ねをします。これ基本的に私が直接その業者さんのですね、営業さんであるとか、代表者の方とは、多分、これまで契約課に在籍しておいて、契約課長として在籍しておった中で、直接お会いして私からお尋ねしたということはないように記憶しています。

○川上委員

飯塚市議会での質問に対する答弁と今の証言は食い違うように思われますが、記憶違いではないですか。

○東証人

申し上げたのは、私自身がどうだったんですかというようなことは、多分ですけど、今までなかったような気がします。ただ、その建設を担当する技術職員ですとか、そういうところから聞いたとかいうことはあると思いますし、ごくまれ、まれというか、非常にその——、例えば、談話が疑わしいとかですね、そういう部分については、入ったような記憶がございますけど、これについては、多分そのときにお会いしてはいない。基本的に、私が事情聴取しないもので。ただ、その答弁の内容としては、多分、契約課というところとしての調査をしたということでの答弁を差上げたのかなというふうに思いますけども。

○委員長

川上委員、ちょっと15分になってますので、最後ちょっとまとめてください。また、余裕があれば許しますので。

○川上委員

先に、入札業者と坂平末雄市議の間柄をいつ知ったかということ。それから、坂平末雄市議と会食を共にしたことが、相当長期間あるように思います。どれぐらいの期間ですね、穂波町職時代からなのか。また、直近はいつなのか、お尋ねします。

○東証人

まず、落札業者と坂平市議との関係性をいつ知ったのかということで申し上げますと、いつの選挙だったか、ちょっと記憶はありません。多分、新市になってから、合併して以降の選挙であったと思いますが、そのときに、関係性がそうであるということは知りました。

坂平市議とは、会食を共にすることは、もちろんおっしゃるような長期間でございまして、穂波町時代からでございます。それで、年に三、四回程度あったのかなという気はしています。直近ということで申されますと、ちょっと記憶が薄いですけど、多分、去年の夏頃かなという気はしていますけれども、ちょっとすいません、明確に覚えておりません。

○委員長

それでは、ほかに質問はありませんか。

○上野委員

お疲れさまです。今の質疑の中からちょっと確認というか、聞きたいんですが、会食は、先輩、後輩もいらっしゃるので、他の業者さんとも何度も会食をしたことはありますという今証言をいただきましたが、人事諮問委員会から対しては、そのような回答はされてあるんでしょうか。

○東証人

先ほど私が証言いたしましたのは、人事諮問委員会のほうについては、ちょっとその認識がどうかなというのはありますけれども、契約課長時代においては、役所に私が入所しまして以降についてはですね、当然、私も地域活動をいろいろとやっておりますので、そういう方たちとご一緒になることはありますし、そのような、こういう線の引き方がいかどうかというのがありますが、私が例えば便宜を図れるような立場にあった中で、そういった案件に関わるような、そういった会食ということはありませんので、そこまでは、人事課のほうに私は、今お話ししているようなことはお話ししておりません。

○上野委員

東さんとしては、そういう便宜を図るようなことはないという認識だったかもしれませんが、登録業者からしたら、何かしらの便宜を図っていただけるんじゃないだろうかというようなこともあると思うんですね。今回の人事諮問委員会の処分は戒告ということですが、これはこの令和4年2月26日、この1回に対しての処分だというふうにご認識はいたしておりますか。

○東証人

1回——、どのように証言すればいいのでしょうか。この事案については、移動式観覧席に談合が疑われるということからのことで、それが、応札業者、また応札業者関係者であったということの、ことによる処分だというふうには受け止めているところです。

○上野委員

この人事諮問委員会の事案の表題は、職員による利害関係者との会食に関する事案というふうになっているんですよ。ですから、この百条委員会は当然、移動式観覧席についての委員会なんですけど、この人事諮問委員会の処分については、事案を限定されてないわけですよ。ですから、今証人がおっしゃったような、ほかにも会食したんだよということがあれば、当然この人事諮問委員会で証言というか、申し入れをなさるべきであったと思いますが、それいかがでしょうか。なぜこういうことをお聞きするかというと、この百条委員会は、議会事務局からも指摘を受けてますけども、犯人を見つけるためのものではないんですよということで、なぜこういう疑義を持たれるような事態になったのか、また再発防止のためにどのように私たち議会として取り組んでいけばいいだろうかという目的も、大きな目的もありますので、あえてお聞きしているんですが、その点、人事諮問委員会に対して、会食1回やったよねと聞き取りがあった場合に、いや1回じゃないんですよ。こういうふうに私に意図はなかったんですけど、何回か会食ありましたと言うべきではなかったのかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。（委員長長の「お考えと——考えは聞けない。」と呼ぶ声あり）と思いますが、それはあえてというか、申し出はなされてないということで確認させていただいていいですね。

○東証人

申し入れといいますか、これもそれぞれの解釈かと思われそうですが、指名業者さんと私が飲んだと。いや、すみません。申し訳ございません。飲食、会食をしたということではなく、地域活動だとか、先輩、後輩、同僚とかっていう中での飲食でございますので、私の線引きが間違っていたら、あれですけども、指名業者さんとの会食ということではないというふうにご考えました。それで、今委員がおっしゃられることも理解いたしますので、また人事課ともそのようなことでということで、こちらから報告はいたします。それで、今回のことで、いろいろと皆さんにご迷惑かけておりますので、今後、私のそういったお付き合いですとか、そういうことは考えさせていただきたいというふうに思っています。

○上野委員

よろしく申し上げます。実は今回この百条が立ち上がったというような報道がなされた際に、私のほうにも、実は登録業者だけど、契約課長時代に一緒に会食をしたことがありますと、で、話の内容はこうでしたというような連絡が何件かありましたので、その点ぜひもうご本人のほうから明らかにしていただいて、人事課のほうと打合せをしていただきたいと思いますというふうに思いますのでお願いします。

今の質疑の中で、前の質疑の中で、3月に事務用品発注を決定したというような、令和4年3月に決定したという証言がありましたが、確認します。会食があったのが令和4年の2月26日で、その翌月に東証人が責任者であった契約課でこの発注を決定したと、こういうふうにご認識してよろしいですか。

○東証人

時系列で言いますとそういうことになります。それでこれ事務用品家具ということで、これを決定していくに当たっては、ちょっと順番がいろいろございまして、それぞれ担当、契約課内にも物品・役務と工事契約に分かれておりまして、それぞれこういった業者選考は、全ての案件において選考していきます、指名をです。まず、こういった発注があるけれどもということで、原課から上がってきましたら、まず担当がどの業種に該当するかということで、選定を係長以下でやります。そしていろいろとそのときの、工事でありますと手持ち工事ということになりますけれど、物品につきましては、手持ち等も一切関係ございません。ただ製品がどの希望業種に合致するかというところがまずジャッジをされ、ジャッジといいますか、選定をされまして、その後にそういった業種に出すことが妥当であるかどうかということ、課長以下担当職員とで協議をいたします。この案件につきましては、4月に発注したい、いわゆるコロナということもあって納期が遅れる見込み、当時もう全て遅れておりましたので、できるだけ早くということでありましたので、契約課内で一応協議を行い、そこに発注して納品できるかどうかということも多分確認をしていると思います。それで、それを原課に戻し、最終的に決裁に至っていったというような流れだと思います。ただこれ、決して逃げるわけではありませんけど、こういった工種がいいんじゃないかということで協議を3月にしましたけれども、実際、公告をやっていく段階においては4月以降となっておりますので、多分それが妥当であろうということで、事務が進められたのではないかと考えております。

○委員長

上野委員、一応、端的にお願いします。

○上野委員

昨年10月27日に、東さんから私お電話いただきました。理由について教えていただけますか。

○東証人

どういうふうに申し上げればいいですかね。ある方といいますか、私がこのような形で、その疑いをかけられているというようなことがあって、6月の決算委員会かな、すみません、6月じゃない、9月の決算委員会のときに、当時の決算委員でありました上野委員のほうから、そういった会食があるよというようなことで、それは、あなたのことみたいなことを、ある方から言われてまして、一度、尋ねたほうがいいんじゃないかというようなことがあって、お電話いたしましたけど、まず、どういった内容かということも、ちょっと当時よく分かりませんでしたので、また今度というようなことで終わったように記憶はしておりますけど。

○委員長

上野委員、最後でいいですか。

○上野委員

今証言いただきましたけど、10月27日の時点で、自分のことではなかろうかというような認識はおありになったということでした。

最後の質問です。今回、会食同席された方3名いらっしゃいますが、過去から現在まで、この方、どなたかと金銭の授受や貸借、これは個人的な東証人の物品購入や東証人の金融取引などにかかわらず、そのような金銭のやり取りはありませんでしたか。

○東証人

一切ございません。

○委員長

ほかにありませんか。

○吉松委員

証人、お疲れさまです。12月16日に第1回目といいますか、百条委員会の設置の決定をいたしました。それから、百条委員会ということですから、強い権限もありますけども、これ

で再発防止というようなことになるというような目的もありますけど、そういう明らかになるべきところは、明らかになるというような会議を前にですね、12月23日に政倫審が、人事諮問委員会が開かれたというのは、えらい拙速だなと私は考えておりますけれども、12月23日の人事諮問委員会で、懲戒戒告という処分が出ました。私は、今までのやり取りからして、やはり偶然会ったというようなところもあって、これ非常に重い処罰だと思っておりますけど、それに対して異議申立てといたしますか、その権限がありますけれども、それは行使されましたか。

○東証人

行使しておりません。

○委員長

ほかにありませんか。

○小幡委員

確認のために、ちょっと2点ほど教えてください。東証人の前の証人の中で、移動式観覧席において、参考見積書を2者から、スポーツ振興課が取っているんですね。その2者を選んだのは、契約課は関係ないということで、スポーツ振興課のほうで2者を選定したらしいんだけど、その理由として、営業に来たから、その2者に頼んだということだったんですよ。そのまま営業に来られた2者が、4月の4日に参考見積書を出しているんだけど、3月いっぱいまで東証人は、課長でおられたでしょう、契約課長で。移動式観覧席における参考見積りを2者に契約課から依頼をすることはありますか。あったか、なかったか、覚えてあります。

○東証人

そのようなことはないと思います。

○小幡委員

契約課からはしないでしょうかね、スポーツ振興課のほうでしょう。東証人が課長時代に第3回目の入札、本体工事ね、が決定して、物品で移動式観覧席が外れて、別途工事となってますよね、仕様書の中では。ご本人は、これが物品に、後に発注されるんだという認識というか、そう思ったのは、そう考えたのは、もしくはそういう指示を受けたのはいつ頃でしたか。

○東証人

これ冒頭でも証言いたしましたけれど、まず1回目のときに外構、それから可動式の椅子、それから移動観覧席を、主に大きいところで外しております。これが多分、記憶ですけど2億円ぐらいあったのかなあと記憶しています。それで2回目のときには、それが2回目のときですね。3回目のときは外構と可動式を入れているんで、必然的に移動式観覧席が浮いた状態なんですね。それで、この話があったときに公告を打ちますので、ちょっとその内容が入っていたかどうかというのはありませんけれど、これ議会のほうに、そういった質疑があったかどうかというのはちょっと記憶にありませんけど、要は、あったものを外して、もう一回入れたけど、この分が浮いてるといえるのはですね、私の考えでは、オープンになっていたものというふうな認識ですので、それが実は外れてたんだよとかいうことではなく、そういう考えで、これまでずっと考えておりました。

○小幡委員

浮いたとか、外れたとかじゃなくて、それは後ほど物品として入札しなければいけないという契約課長としての認識は、そのときありましたかということを知っています。

○東証人

もちろんございました。

○小幡委員

最後に、2点だけ聞きます。今回、令和4年の2月の26日に会食されていますよね。その後、3月に物品納入の、移動式観覧席の入札の準備がどんどん進んでいくんでしょうけども、

4月4日に課長じゃなくなっているんだろうけども、参考見積書が出て、5月に入札という流れに、時系列的にはいきますが、2月26日の会食の段階では、まだ課長でしたでしょう、契約課長。この移動式観覧席が今から入札が行われるということはもう御存じでしたよね。そう考えておられましたね。それだけ明確にお答えください。

○東証人

令和3年度の時点で、この備品に関する予算は計上されておりましたので、令和4年に計上するという事になっておりました。したがって、翌年度にその分が備品として発注されるということは、当然理解をしておりました。

○小幡委員

最後に共通でお聞きします。結局13者の指名をしました。10者が辞退されました。3者による応札でしたが、一般的には13者に移動式観覧席の入札参加の公告を出したと思うんですけどもね。その公告で、指名競争入札に参加してくださいと依頼したほかに、契約課として個人的に応札に参加してほしいというようなことを、頼みに行った業者さんはありますか。

○東証人

すみません。ちょっと聞き漏らしましたが、その13者の中に、私が応札してくださいねということを行ったかということであれば、ございません。

○委員長

ほかにございませんか。

○兼本委員

東証人が契約課長の時期に、この移動式観覧席に関するですね、指名業者が営業に来られたといったことはございますか。

○東証人

その備品発注に当たってということでしょうけれども、私のところには来られたことはございません。

○委員長

ほかにはございませんか。ないようですので、川上委員、簡潔にお願いいたします。

○川上委員

福岡ソフトウェアセンターに入札参加を求めているという、先ほどの証言があったんでしょうか。

○東証人

13者というお話でしたので、どこにも私のほうから依頼をしたことはございません。

○川上委員

スポーツ振興課長がソフトウェアセンター代表、高倉 孝さんに会ったと話しておりますが、証人のほうから依頼をしたということはありませんか。

○東証人

ございません。

○川上委員

先ほど坂平末雄氏と穂波町職時代から、相当長いですね、長期にわたる付き合い、飲食を含めた付き合いがあるということで、そして昨年2月26日の飲食の時にお見えになった方のお店が、穂波町職時代からの、時々行く、同僚とよく行くお店だということなんですけど、そこには坂平末雄市議が、やっぱりお見えになってたということでしたけど、頻度としてはどういう感じでしたか。多いですか。

○東証人

もう、多分、合併して1年か、2年ぐらいでお店はなくなっておりましたので、それで、私もそこまであれですけど、頻度と申されても、何回かというぐらいの記憶しかございませんけど。

○川上委員

少なくとも何回かは、その店で坂平末雄、当時町会議員かもしれませんが、囲んで、含めて、穂波町職のメンバーが飲んだり、食べたりしておったということですかね。

○東証人

ちょっと、これも記憶なんであれですけど、私は当時の同僚たちと行っていたと。それで、坂平町議のほうは、まだ別の町議の方とかといった、多分、だったんじゃないかなというふうに記憶しています。それで、そこで一緒にということではなく、別々で行っていましたが、その中で、そういう店ですので、一緒に飲んでいたような記憶はございますけど。

○委員長

川上委員、もう5時半になりかけていますので、まとめていただくようお願いいたします。

○川上委員

じゃその頃はまだ坂平末雄町議、議員から誘われて、穂波町職のメンバーがどんどん行くというようなことはなかったということですかね。

○東証人

お誘いいただくことはありました。今お店の話をされましたのでですね、という話です。それで、坂平市議とは、私、当時もう一般職でしたけれども、実は、私の、もう25年前に亡くなりましたけど、私の父も当時、建設業の会社に勤めておりましたので、坂平市議も当然御存じであったということで、そういう意味でいうと、私が長男でございまして、そういう関係もあったので、お誘いをいただいていたのかなというふうに感じてますけど。

○川上委員

先ほどですね、証人は、3者とは個人的なつながりがありますというような言い方されたと思いますけど、そのうち今回移動式観覧席の落札業者、原田拓郎さんは、同じ新飯塚に住んでいるので、顔見知りだったというふうにおっしゃって、後に彼が坂平末雄後援会の会長であることも知ったというようなおっしゃりようだったんですけど、原田拓郎さんと元飯塚市議会議長の関わりについては御存じでないですか。

○東証人

これもですね、後援会長であることを知ったというのは、合併以降の話で。それで、これも原田拓郎氏のお母様と、私の母とが、まだ原田拓郎氏がお生まれになる前からの付き合いがあったということと、私に妹がおりますが、この妹と原田氏が年齢が近いということもあって、よく——何と申しましょうか、遊んでいたというか、そういうお付き合いがあった、友達同士の付き合いがあったということで、どちらかという、私よりも母ですとか、妹と原田氏というのが、よくお付き合いはしていたということですので。それで、彼の存在そのものは私は存じ上げていました、前から。ただ、彼と個人的に、道で会ったりとか、役所に、当然業者さんですので、いろいろと契約課に書類を持ってきたりとかいうことがありましたので、そのときにご挨拶をする程度だったということです。それで、お父様の関係というのは、そういうことでありますから、お父様の関係というの、お父様が原田議長、原田議員だったということは、もう当然、私も存じ上げております。

○委員長

ほかにありませんか。

(な し)

ないようですので、以上でもちまして、東証人に対する尋問は終了いたしました。

なお、後日また証言を求めることがあるかもしれませんが、そのときはご協力のほどよろしくお願いいたします。

証人におかれましては、長時間にわたり本当にありがとうございました。ご退席して結構でございます。どうもありがとうございました。

以上をもちまして、新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。